

給水装置工事施工基準

平成31年4月

小松市上下水道局

目 次

○小松市水道条例	1	頁
○小松市水道条例施行規程	13	頁
○小松市指定給水装置工事業者規程	32	頁
◇給水装置施工基準	50	頁
◇申請手続き等に関する留意事項	77	頁
◇小松市三階直結給水サービス施行要綱	82	頁
◇快適な生活を実現する給水装置の整備方針	96	頁
◇埋設物標識シート設置要領	97	頁
◇水圧試験施行要領	98	頁
◇小松市指定給水装置工事業者の研修に関する取扱要綱	99	頁

○小松市水道条例

〔 昭和 35 年 3 月 24 日
条 例 第 24 号 〕

改正 平成25年 9 月 24 日 条例第20号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、小松市水道の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 削除

(給水装置の定義)

第 3 条 この条例において「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第 4 条 給水装置は、次の 3 種とする。

- (1) 専用給水装置 1 戸又は 1 世帯が専ら使用するもの
- (2) 共用給水装置 2 戸又は 2 世帯、若しくは 2 箇所以上で共用するもの
- (3) 消火栓 公設又は私設として消防用に使用するもの

(専用給水装置の分用)

第 5 条 専用給水装置をもつ同一家屋内にあって、別世帯が同一の水道量水器（以下「メーター」という。）による給水栓を使用し、給水を使用する場合を「分用」という。

2 前項の分用をしようとする者は、その旨を直ちに水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。届け出た分用を異動し、又は廃止するときも同様とする。

第 6 条 削除

(代理人及び総代人の選定)

第 7 条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が給水区域内に居住しなくなったとき、又は管理者が必要と認めるときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、給水区域内に居住する者のうちから代理人を定め管理者に届け出なければならない。

2 次の各号の一に該当するときは、管理者は、総代人の選定を求めることができる。

- (1) 給水装置を共有するとき。

(2) その他管理者が必要と認めるとき。

3 管理者が代理人又は総代人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第8条 給水装置の使用者（以下「使用者」という。）又は所有者は、その家族、雇人、同居人その他の従業者等の行為についてもこの条例に定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第9条 給水装置の使用者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修理その他必要な処置を管理者に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求がなくても管理者がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処理をすることができる。

(修繕費の負担)

第9条の2 前条の修繕に要した費用（所要費用に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加えた額をいう。）は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、管理者の認定によってこれを徴収しないことができる。

2 前項の場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(届出)

第10条 次の各号の一に該当するときは、使用者、所有者、代理人又は総代人は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の所有権に変動があったとき。

(2) 給水装置の使用を開始し、又は中止しようとするとき。

(3) 使用者、代理人又は総代人に変動があったとき。

(4) 所有者、代理人又は総代人の住所に変更があったとき。

(5) 給水装置の用途を変更しようとするとき。

(6) 給水装置に破損、漏水その他の異状を生じたとき。

(7) 消火のため私設消火栓を使用したとき。

- (8) 演習のため消火栓を使用しようとするとき。
- (9) 専用給水装置を2以上の用途に使用するとき。
- (10) 給水装置を共用しようとするとき、又は廃止しようとするとき。

(権利義務の継承)

第11条 給水装置の所有権を継承した者は、これに付随する工事費、修繕費等の納付義務とともに継承したものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

第12条 削除

(工事の申込み)

第13条 給水装置の新設及び増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更の場合を除く。）、位置変更並びに撤去工事等（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込まなければならない。

- 2 前項の申込みがあった場合、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

(工事の施工)

第14条 工事の設計及び施工は、申込みによって管理者が行う。ただし、管理者の許可を得たときは、あらかじめ管理者の審査に合格した設計に基づき申込者において施工することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により申込者において施工する工事は、管理者が法第16条の2第1項に基づき指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。

- 3 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第15条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定する。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し配水管に給水管を取り付ける工事及び

当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法，工期，その他の工事上の条件を指示する。

- 3 第1項の規定による指定の権限は，法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（分岐引用者に対する措置）

第16条 設置された給水装置の本管（以下「本管」という。）に接続して支管の分岐を受けようとする者は，本管所有者の同意を得て管理者に申し込まなければならない。

- 2 本管の所有者が給水を廃止したときは，本管の分岐を受けた者に通知し，分岐を受けた者は，本管取得の手続をしなければならない。この場合において，分岐を受けた者がその手続をしないときは給水を廃止したものとする。

- 3 本管所有者は，給水設備の変更，譲渡等をするときは，分岐を受けた者に通知しなければならない。

第17条 削除

（工事費の負担）

第18条 工事の費用は，工事の申込者が全額負担するものとする。ただし，管理者において特に必要と認めるものについては，この限りでない。

- 2 工事の申込者は，工事申込みのとき工事費予定額を前納しなければならない。ただし，管理者がその必要がないと認めるときは，この限りでない。
- 3 前項に規定する前納金は，しゅん工後精算し，過不足があるときは，還付し，又は追徴する。ただし，追徴の額が100円未満のときは，追徴しないことができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず，管理者が特に分納又は減額の必要を認めたときは，工事前に管理者に減額又は分納を願い出なければならない。

（工事費の算出方法）

第19条 管理者が施工する工事の費用は，次の各号に掲げる特別の費用の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。この場合において，1円未満の端数が生じたときは，その端数金額を切り捨てるものとする。

- （1）材料費
- （2）労力費
- （3）道路復旧費
- （4）間接経費
- （5）設計費

(6) 工事監督費

(7) 運搬費

2 前項各号に規定するもののほか特別の費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項の費用の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水装置の変更)

第20条 配水管の移転その他の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、使用者又は所有者の同意がなくても管理者が施工し、その費用は、変更を要する原因を生じさせた者の負担とする。

(特別の場合における費用負担)

第20条の2 給水のため、特に配水管その他の水道施設の布設工事を必要とする場合には、当該給水を申し込もうとする者は、管理者が定める方法により、その費用を負担しなければならない。

第3章 給水

(給水の原則)

第21条 市は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その区域の住民に、その日時及び区域を定めてその都度これを通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水による損害については、管理者はその責任を負わない。

(計量及びメーター)

第22条 料金算定の基礎となる水量（以下「水量」という。）は、メーターをもって計量する。ただし、管理者が必要と認めるときは、水量を認定することができる。

2 メーターは、毎月1回検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、2箇月以上を一括して検針することができる。

3 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(水量の計量)

第23条 管理者が必要と認めるときは、一つのメーターで二つ以上の給水装置の水

量を計量することができる。

(メーターの貸与)

第24条 メーターは、管理者が設置し、使用者又は所有者に貸与する。

2 前項の規定により貸与を受けた者が、善良な管理者の注意を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、これを賠償しなければならない。

3 前項の場合における損害額は、管理者が別に定める。

(消火栓の使用)

第25条 消火栓は、消火又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。ただし、管理者の許可を得た場合は、この限りでない。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 給水装置又は水質について使用者又は所有者から検査の請求があったときは、管理者において検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査について、特別の費用を要した場合は、その実費を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金納付義務)

第27条 料金は、使用者、所有者、代理人又は総代人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第28条 料金の月額は、水道使用料金に消費税等相当額を加えた額及びメーター使用料金に消費税等相当額を加えた額の合算額とし、次の各号に掲げる区分により徴収する。この場合において、加えた額に10円未満の端数が生じたときは、それぞれその端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 水道使用料金

用途		口径	基本(最低)料金		超過料金(水量1立方メートルにつき)				
			水量	料金					
給水装置	一般用	13ミリメートル	10立方メートル以下	円 1,250	10立方メートルを超え30立方メートル以下の水量 128円	30立方メートルを超え100立方メートル以下の水量 136円	100立方メートルを超え1,000立方メートル以下の水量 140円	1,000立方メートルを超え5,000立方メートル以下の水量 138円	5,000立方メートルを超える水量 128円
		20ミリメートル	10立方メートル以下	1,720					
		25ミリメートル	10立方メートル以下	2,620					
		30ミリメートル	10立方メートル以下	5,380					

		下						
	40ミリメートル	20立方メートル以下	11,560	20立方メートルを超え30立方メートル以下の水量	12			
	50ミリメートル	20立方メートル以下	17,230	8円				
	75ミリメートル	50立方メートル以下	39,550		50立方メートルを超え100立方メートル以下の水量	136円		
	100ミリメートル	100立方メートル以下	68,620					
	150ミリメートル	100立方メートル以下	92,020					
	200ミリメートル	管理者が定める額	管理者が定める額					
	公衆浴場用		一般用当該口径の区分に同じ	一般用当該口径の基本(最低)料金の水量を超える水量 93円				
	臨時栓		一般用当該口径の区分に同じ	一般用当該口径料金の5割増				
消火栓防火演習等 に使用したとき	50ミリメートル未満	消火栓1個につき、使用時間10分以内 500円						
	50ミリメートル以上	消火栓1個につき、使用時間10分以内 1,000円						
その他		水量1立方メートルにつき 226円						
備考								
1 基本(最低)料金は、水道を使用しなかった場合においても徴収する。								
2 この表において「一般用」とは、公衆浴場用及び臨時栓以外の用に使用する場合をいう。								
3 この表において「公衆浴場用」とは、石川県公衆浴場基準条例(昭和45年条例第16号)第2条第1号に定める普通公衆浴場とする。								
4 この表において「臨時栓」とは、一時的に使用する場合をいう。								
5 この表において「消火栓」とは、消防水利の基準により設置したものをいい、メーター取付けのものは、給水装置の一般用の料金区分によるものとする。								
6 この表において「その他」とは、給水装置又は消火栓による給水以外の場合をいう。								

(2) メーター使用料金

口径	使用料(1個につき)
13ミリメートル	110円
20ミリメートル	210円
25ミリメートル	230円
30ミリメートル	360円
40ミリメートル	400円
50ミリメートル	2,170円
75ミリメートル	2,700円
100ミリメートル	3,480円
150ミリメートル	6,770円
200ミリメートル以上	管理者が定める額
備考	
1 特殊な装置を備えたメーターの使用料は、管理者が別に定めることができる。	
2 市外に分水するときの料金は、管理者が別に定める。	

(特別な場合における料金の算定)

第29条 料金算定の基礎となる月の中途で使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときの料金は、前条の規定により徴収する。

2 工事又は天災地変その他避けることのできない事故のため、給水を停止するときの料金は減免しない。ただし、連続10日以上停止したときは、この限りでない。

第30条 料金算定の基準となる月の中途で、用途又はメーターの口径に変更があったときの料金は、変更後の料金とする。

(2種以上の用途に使用するときの料金)

第31条 一つの専用給水装置を2種以上の用途に使用する場合には、その給水装置の用途区分は、管理者が定める。ただし、管理者が必要と認めるときは、用途別に水量を認定し、料金を算定する。

(水量の認定)

第32条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定し、又はその用途の適用を定める。

(1) メーターに故障があったとき。

(2) その他使用水量が不明のとき。

(給水装置の水量認定)

第33条 第23条の給水装置の水量は、各戸均等とみなす。ただし、各戸の利用者において合議の上使用水量の比率を定め、連署した届出があったときは、これに基づき各戸の水量を認定することができる。

(料金の徴収方法)

第34条 使用料金は、納入通知書により、次の各期においてそれぞれ定めた期限に徴収する。ただし、管理者が相当な理由があると認めたときは、毎月徴収することができる。

第1期 3, 4月分 期限 5月31日

第2期 5, 6月分 期限 7月31日

第3期 7, 8月分 期限 9月30日

第4期 9, 10月分 期限 11月30日

第5期 11, 12月分 期限 1月31日

第6期 1, 2月分 期限 3月31日

2 前項に規定する各期の期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、前項の規定にかかわらず、その翌日をもって期限

とする。

- 3 使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときの料金は、その都度算定して徴収する。

第34条の2 削除

(納付後の料金の増減)

- 第35条 料金納付後その額に増減ができたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(加入負担金)

- 第36条 給水装置を新設しようとする者は、水道加入負担金（所要加入負担金に消費税等相当額を加えた額をいう。以下、本条において「負担金」という。）を工事申込みの際に納入しなければならない。給水装置を改造してメーターの口径の変更（口径を増す場合に限る。以下、本条において同じ。）をしようとする者についても同様とする。

- 2 負担金の基準額（消費税等相当額加算前）は、メーターの口径の区分に応じ、次に定めるとおりとする。ただし、口径の変更に係る工事の申込者が納入すべき負担金の額は、新口径に応ずる負担金と旧口径に応ずる負担金との差額とする。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	60,000円
20ミリメートル	90,000円
25ミリメートル	210,000円
30ミリメートル	330,000円
40ミリメートル	650,000円
50ミリメートル	1,110,000円
75ミリメートル	2,750,000円
100ミリメートル	5,750,000円
150ミリメートル以上	管理者が定める額

- 3 既納の負担金は、還付しない。

(手数料)

- 第37条 管理者は、給水装置工事の設計の審査及び当該工事の監督検査にあたり申込者から申込みの際、次に定める手数料を徴収する。

給水装置工事に伴う審査及び監督検査手数料。 ただし、同一敷地内における支分については 審査手数料のみとする。	設計の審査	2,000 円
	工事の監督検査 (新設のみ)	路面舗装本復旧無 8,000 円
		路面舗装本復旧有 10,000 円

(料金等の減免)

第38条 管理者は、社会福祉又は公益事業に給水する場合で特に必要があると認める
ときその他の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない
使用料金、手数料その他の費用を減免することができる。ただし第21条第1項の
規定により給水の制限又は停止したときは減免しない。

(延滞金)

第39条 延滞金の徴収については、小松市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条
例（昭和39年小松市条例第30号）の規定を準用する。

第5章 管理

(職員の職権及び身分証明)

第40条 企業職員は、消火栓の立会い又は立入検査、給水管の切断、停止処分、メー
ター検針、料金の徴収及び水道に関する反則事件の調査のため、使用者等の家屋内
に立ち入り、職権を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により職権を行うときは、その身分を証するため企業職員の証を携帯
し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(検査等及び費用負担)

第41条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、適当な
措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

- 2 前項に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第41条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法
施工令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準
に
適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置
をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止する。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工し
た給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又は
その者に対する給水を停止する。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定
める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基
準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

第42条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し5万円以下の過料を科し、損害があったときはこれを賠償させることができる。

(1) 第13条の工事の申込みをしないで給水装置を新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、位置の変更又は撤去した者

(2) 適当な理由がなくて、第5条の専用給水装置の分用の届出をしなかったとき、第10条の給水装置に関する届出をしなかったとき、第22条のメーターの設置及び検針、第25条の消火栓の無断使用、第41条の検査、又は第43条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第9条の給水装置の管理義務を著しく怠った者

2 詐欺その他不正の行為により、第20条の2の負担金、第28条の料金、第36条の加

入負担金又は第37条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（給水の停止）

第43条 管理者は次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が第9条の2の修繕費、第19条の工事費、第28条の料金、第36条

の加入負担金、又は第37条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由なく、第22条の使用水量の計量、又は第41条の検

査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

（破損に対する損害賠償）

第44条 管理者は、道路工事等により配水管、給水管等を破損させ、又は損害を与えたときは、これを賠償させることができる。

（給水装置の切離し）

第45条 管理者は、次の各号の一に該当する場合において管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めたとき、又はその設備が公益上支障があると認めたとき。

第46条 削除

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第47条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第48条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第49条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

○小松市水道条例施行規程

〔平成 22 年 3 月 31 日〕
企 管 規 程 第 2 号

改正 平成25年 3 月 1 日企管規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小松市水道条例（昭和35年小松市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(専用給水装置の分用の届出)

第 2 条 条例第 5 条第 2 項の規定による届出は、給水装置（新設・改造・撤去）工事申込書（以下「給水装置工事申込書」という。）（様式第 3 号）によるものとする。

2 前項の届出には、専用給水装置所有者の同意を得なければならない。

(給水装置費用の特例)

第 3 条 条例第 9 条の 2 第 1 項ただし書の規定により徴収しないものは、配水管の分岐から止水栓まで（以下「公道部分」という。）の不可抗力による修繕工事費とする。

(給水装置等の届出)

第 4 条 条例第10条の規定による届出は、専用給水装置使用関係届（様式第 1 号）、給水装置共用届（様式第 2 号(その 1, その 2)）又は消火栓使用届(様式第 2 号(その 3))によるものとする。ただし、条例第10条第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の届出は、口頭又は電話等その他の方法によることができる。

2 前項の届出は、条例第10条第 2 号、第 5 号、第 8 号、第 9 号及び第10号に該当するときは、使用前 2 日までに、その他は事実の生じた日から 7 日以内に届出をしなければならない。

(工事の申込み等)

第 5 条 条例第13条第 1 項の規定による申込みは、給水装置工事申込書（様式第 3 号）によるものとする。ただし、軽易な修繕工事の請求は、口頭又は電話をもってすることができる。

第 6 条 条例第14条第 1 項の規定により水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が給水装置工事を施工した場合において建物、作物、庭園等に加工をしたときは、管理者は必要と認める補修をするほか、原形に復する責任を負わない。

第 7 条 条例第14条第 1 項ただし書の規定による工事の設計及び施工の許可申請並びに同条第 3 項の規定による設計の審査申請及びしゅん工の検査申請は、給水装置（新設

改造・撤去) 工事申込書によるものとする。

(工事検査)

第8条 条例第14条第3項による管理者の工事検査は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）及び水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）に沿って、実施するものとする。

(分岐の申込み)

第9条 条例第16条第1項の規定による分岐の申込みは、給水装置（新設・改造・撤去）工事申込書によるものとする。

2 条例第16条第2項の規定による取得の手続は、専用給水装置使用関係届によるものとする。

(工事費の納付等)

第10条 条例第18条第1項の規定による工事費の納付は、納入通知書兼領収書（小松市上下水道局会計規程第96条第19号様式第14号）によるものとする。

第11条 条例第18条第1項ただし書及び同条第4項の規定により減免又は分納の必要を認めるものは、給水区域内の市民で、上水道の給水装置がなく、その使用水の水質が飲用水として保健衛生上不適格と認められ、保健所から上水道の使用を勧告された生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用者とする。

第12条 条例第18条第2項ただし書の規定により前納の必要を認めないものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 官公署

(2) 公益事業関係

(3) 前条に該当するもの

(4) 前各号に掲げるものを除くほか、管理者が特に必要と認めたもの。

2 条例第18条第3項の規定によるしゅん工後精算の工事費を給水装置完了後2月以内に納入しないときは、給水装置を撤去し、これを処分して撤去工事費及び未納工事費に充当することができる。

第13条 条例第19条第2項の規定による特別の費用とは、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 物件補償費

(2) 工事器具損料及び借料

(3) 工事中の営業補償費

(4) 工事中に生じた家屋の破損に対する弁償

(5) 電話ケーブル等の損傷弁償

(6) 災害補償費

- 2 条例第19条第3項の規定による費用の算出は、同条第1項及び第2項の実施精算方式によるものとする。

(使用水量の通知)

第14条 条例第22条第2項の規定により、メーターの検針をしたときは、その都度上下水道、農集排ご使用量のお知らせ（様式第4号）に水量及び料金概算額を記入して使用者に通知する。メーターの検針は、原則毎月1回行うものとする。

- 2 1箇月の料金算定期間は、検針をした日から次の検針をした日までの期間とする。

- 3 使用者は、メーターの検針に立会いをしない故をもってその結果に対し異議を申し立てることができない。

- 4 メーターの検針において1立方メートル未満の端数は、翌月分に算入する。ただし、使用中止又は廃止の場合は、この限りでない。

(メーターの保全)

第15条 条例第24条の規定によりメーターの貸与を受けた使用者又は所有者は、メーターを常に清潔にし、その装置の場所には、検針及び修繕の障害となるような物件を置き、又は工作物を設けることができない。

- 2 管理者は、前項の規定に違反した工作物の設置その他によりメーターの検針に障害があると認めたときは、メーターの位置を変更する。

- 3 前項の位置変更に要した費用は、専用給水装置所有者の負担とする。

(共用給水装置に係る料金計算の特例)

第16条 条例第28条に基づき共用給水装置に係る料金算定は、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 集合住宅で専ら居住の用に供するもの（以下「居住部分」という）とする。
 - (2) 居住と事業所を共用するものについては、居住部分の床面積がその2分の1以上を占める場合とする。ただし、この場合の事業所分の使用水量については、当該料金算定としない。
 - (3) 居住部分は、各戸が完全に区画されており、それぞれ独立して生計を営むものであること。
 - (4) 居住部分の入居者が定住性を有するものであり、かつ、入居者自身が水道料金を負担するものであること。
- 2 共用給水装置により、給水を受けている使用者にかかる給水使用料金は、共用メーターによる使用水量を当該共用給水装置を共用する者が均等に使用したものとみなし

て、別に定める取扱規程により計算した額とする。

(水量)

第17条 条例第32条の規定により使用水量を認定する標準は、次の各号のいずれかによる。

- (1) 事故前3箇月又は改修後1箇月間の使用水量に準ずること。
- (2) 前号により難いときは、使用水量を推定により認定することができるものとする。

(減免)

第18条 条例第38条の規定による減免を受けようとする者は、(水道料金・給水装置工事費及び手数料)分納・減免申請書(様式第5号)により納期限の前7日までに提出し

なければならない。

- 2 前項の規定により水道使用料金の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合において、直ちにその旨を届け出なければならない。

- 3 水道使用料金の減免の期間は2箇年以内とする。ただし、引き続いて減免の申請ができるものとする。

(身分証明書)

第19条 条例第40条第2項の規定による企業職員とは、小松市企業職員就業規程(昭和54年小松市企業局管理規程第1号)第2条に規定する職員をいう。

- 2 企業職員の証は、様式第6号によるものとする。

- 3 企業職員の証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

- 4 企業職員の証は、亡失し、又は損傷したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- 5 企業職員の証は、毎年検認更新するものとする。

(給水の停止)

第20条 条例第43条第1号の規定のうち、料金、手数料及び工事費にあつては、督促状を發し納期限を経過してもなお未納なときは、給水を停止することができる。

(給水停止処分等の通知)

第21条 条例第41条の2、第42条、第43条及び第45条の規定により給水装置の基準違反に対する措置、過料、給水の停止及び給水装置の切り離しをしようとするときは、その

旨を通知する。

- 2 前項の通知書の交付について受領の拒否又は交付が不能のときは、市の掲示場に公告

することによって効力を生ずるものとする。

- 3 給水停止処分等に当たり、止水栓が水道使用者の敷地内にあることにより職員の立入

りを拒んだ場合においても、立入りして停水処分の職権を行うことができるものとする。
(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第22条 条例第48条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の検針等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状況により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の指定する者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月14日から施行する。

(あて先)小松市長

年 月 日

専用給水装置使用関係届

届出の種類	新使用者	住所				
1.新 設 2.支分新設 3.改 造 4.使用開始 5.使用中止 6.使用者変更 7.所有者変更 8.廃 止 9.その他 ()		(ふりがな) 氏 名 電話番号				
		新所有者	住所			
			(ふりがな) 氏 名 電話番号			
	用 途	旧使用者	住所			
	1.一般用 2.営業用 3.官公庁 4.浴場用 5.臨時用 6.その他 ()		(ふりがな) 氏 名 電話番号			
		旧所有者	住所			
(ふりがな) 氏 名 電話番号						
給水装置の設置場所		小松市 町				
水栓番号	取付メーター		検定	指針		
第 号	耗 第 号		/	m3		
摘要 ☐ 開閉防止 ☐ 口径改造 → ☐ 改造(一次側) ☐ 屋内改造	メーター引上げ 月 日 口径 mm 水量 m3		メーター取付 月 日 業者名 検針地区		検針カード整理 月 日 m3	
(所有者変更の特記事項) 私は、この届を提出するにあたり旧所有者欄の記載が出来ませんが、この給水装置については利害関係人がいないか、利害関係者との協議が完了しています。仮にこの件に関して紛争が発生した場合私が責任を持って対処します 届出人						
備考						

様式第2号(その1)(第4条, 第16条関係)

給 水 装 置 共 用 届

年 月 日

(あて先)小松市長

届出人 住 所
氏 名
連絡先 () ー

小松市水道条例第10条の規定による給水装置を共用したいので、次のとおり届出します。

お 客 様 番 号		
給 水 装 置 の 設 置 場 所	小松市	
給 水 装 置 の 所 有 者	住所	氏名
共 同 住 宅 等 の 名 称		
居 住 部 分 と 事 業 所 分 の 床 面 積 割 合	居 住 部 分	事 業 所 部 分
	m ²	m ²
添 付 資 料 (管理者が必要と認めた場合)	1 居室等の配置図	備考
	2 入居の状況	
	3 料金の負担実績	
	4 その他 ()	
※ その他に管理者が必要と認めた場合、水道使用の実態について使用者、又は共用者から報告を求める場合があります。		
給 水 装 置 を 共 用 す る 件 数 (実際に入居している集合住宅件数)	件 (名簿のとおり)	

給水装置を共用する者の氏名(空室についても部屋番号等を記入して下さい。)					
	部屋番号 (屋号等)	氏名		部屋番号 (屋号等)	氏名
1			26		
2			27		
3			28		
4			29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

様式第2号(その2)(第4条, 第16条関係)

給 水 装 置 共 用 変 更 届

年 月 日

(あて先)小松市長

届出人 住 所
氏 名
連絡先 () —

給水装置の共用件数に変更が生じたので、次のとおり届出します。

お 客 様 番 号	
給 水 装 置 の 設 置 場 所	小松市
給 水 装 置 の 所 有 者	住所 氏名
共 同 住 宅 等 の 名 称	

変更があった件数

追 加 件(追加の場合は部屋番号, 氏名を記入する。)
削 除 件(削除の場合は部屋番号のみを記入する。)
現在入居件数 件

	部屋番号 (屋号等)	氏 名		部屋番号 (屋号等)	氏 名
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

様式第2号(その3)(第4条関係)

消火栓使用届

年 月 日

(あて先)小松市長

申請者

日 時	年 月 日 時 ～ 時
場 所	
使 用 者	
使 用 理 由	
使 用 消 火 栓	
使 用 量	
備 考	

様式第3号（第5条, 第7条, 第9条関係）

給水装置

工事申込書

水 栓 番 号 第 号	令和 年 月 日		受 付 番 号		第 号	
	公道分完成 予定年月日		令和 年 月 日		屋内分完成 予定年月日	
	しゅん工年月日		令和 年 月 日			
(あて先) 小 松 市 長			申 込 者 住 所 (フリガナ) 氏 名			
以下自署の場合は押印が省略できる			電話番号 () —			
設 置 場 所		小松市 町		番地		
利 害 関 係 人 の 承 諾	既 設 給 水 装 置 所 有 者 の 承 諾	住 所 氏 名 分岐のため水量不足が生じても市に対して異議を申しません。				
	土 地 所 有 者 の 承 諾	住 所 氏 名				
	道 路 管 理 者 の 承 諾	住 所 氏 名				
備 考 ◎他人の給水装置からの分岐接続するとき、又は給水装置の場所が他人の土地や家屋の場合、所有者の承諾を得てください。						
公 道 分 施 工	指 定 番 号 第 号		道 路 占 用			
	指定給水装置 工 事 事 業 者		新 築 増 築 改 築			
	主任技術者		建築施工業者			
屋 内 分 施 工	指 定 番 号 第 号		用 途		一般住宅・アパート・店舗・その他	
	指定給水装置 工 事 事 業 者		三階直結給水		有 無	
	主任技術者		貯 水 槽		有 無 m ³	
			高置水槽		有 無 m ³	
私 指定給水装置工事事業者は、公道分の施工にあつては、1年間 現場管理いたします。氏 名						
申込者が小松市に納める金額 (①～③) 円						
内 訳 明 細 書						
① 加 入 負 担 金		量 水 器		口径 耗		
② 消 費 税 等 相 当 額		量 水 器 番 号		※ 号		
③ 審 査 ・ 監 督 検 査 費						
合 計 (①～③)						
設 計	課 長	課 員	審 査 監 督 ・ 受 付		受 付 印	
しゅん工	課 長	課 員	審 査 監 督 ・ 受 付			

給水装置		工事設計図		申 請 者	住	所	
水 栓 番 号	第	号	氏		名		
受 付 番 号	第	号	設 置 場 所		小松市	町	番地
平 面 図 (分水栓位置も含む)							

水 栓 番 号	第 号	位 置 図
---------	-----	-------

量水器及び止水栓位置図

立体配管図

様式第4号(第14条関係)
(表)

ご使用水量・料金等のお知らせ
(水道・公共下水道・地域下水道・農業集落排水)
この用紙で、料金のお支払いはできません。

様

口 径	メ ー タ ー 番 号	お 客 様 番 号

今 回 ご 使 用 水 量 に つ い て(m ³)

料金概算額(料金は消費税込みです)

水道料金等領収証 (口座振替)

指定金融機関の口座から振替させていただきありがとうございました。

お 願 い	メーターはいつも見やすくしておいてください	飼犬は検針の妨げにならないようしっかりつないでいてください	お問合せ
	転居されるときは、必ずご連絡ください	メーターから蛇口までの漏水はお客様の負担になりますから注意してください	

(裏)

★水道料金表(消費税含む)

		基 本 料 金		超 過 料 金
		料 金	水 量	
一 般	13mm	円	m ³ まで	当該口座で指定した基本使用水量を超える分については水量に応じて水量1m³あたりの単価を → 段階で計算します ① 使用水量が m³まで 水量1m³につき 円 ② 使用水量が m³まで 水量1m³につき 円 ③ 使用水量が m³まで 水量1m³につき 円 ④ 使用水量が m³まで 水量1m³につき 円 ⑤ 使用水量が m³を超えた分 水量1m³につき 円
	20mm	円		
	25mm	円		
	30mm	円		
	40mm	円	m ³ まで	
	50mm	円		
	75mm	円	m ³ まで	
	100mm	円	m ³ まで	
	150mm	円		
公衆浴場		当該口径の区分に同じ		当該口径の基本料金で指定した使用水量を超える水量の1m ³ につき 円
臨時栓		当該口径の区分に同じ		当該口径区分の料金の 割増

メーター使用料
(消費税含む)

口径	使用料金
13mm	円
20mm	円
25mm	円
30mm	円
40mm	円
50mm	円
75mm	円
100mm	円
150mm	円

上記料金表で計算した水道料金(10円未満切り捨て)とメーター使用料を加算した金額が水道使用料金となります。

たとえば、口径 mmで1ヶ月 m³の水を使ったときの水道使用料金計算方法

m ³ まで(基本料金).....	円
m ³ × 円(m ³ まで).....	円
m ³ × 円(m ³ まで).....	円
計	円

上記計を10円未満切り捨て..... 円
 メーター使用料金(口径 mm分) 円
 水 道 使 用 料 金 円

★公共下水道使用料(消費税含む)

- ・水道水、井戸水使用水量を排除汚水量として計算します。
- ・排除汚水量が0m³のときは使用料はかかりません。
- ・使用料は下表で計算された額の10円未満を切り捨てた金額です。

汚 水 の 種 類	一 般 汚 水	基本料金	超 過 料 金		基本排除汚水量(10m ³)を超える分については排除汚水量に応じて水量1m ³ あたりの単価を → 段階で計算します。		
		m ³ まで 円	①	m ³ を超え	m ³ まで	1m ³ につき	円
			②	m ³ を超え	m ³ まで	1m ³ につき	円
			③	m ³ を超え	m ³ まで	1m ³ につき	円
			④	m ³ を超え	m ³ まで	1m ³ につき	円
			⑤	m ³ を超え	m ³ まで	1m ³ につき	円
			⑥	m ³ を超え	m ³ まで	1m ³ につき	円
			⑦	m ³ を超えるもの		1m ³ につき	円
	公衆浴場汚水		排除汚水量全体に対し1m ³ につき			円	
井戸水汚水		排除汚水量全体に対し1m ³ につき			円		
井戸水公衆浴場汚水		排除汚水量全体に対し1m ³ につき			円		

★地域下水道使用料及び農業集落排水使用料(消費税含む)

- ・排除汚水量(水道使用水量)が0m³のときは使用料はかかりません。
- ・使用料は下記で計算された額の10円未満を切り捨てた金額です。

水道料金表で算出した額 × /

検 針 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
お 支 払 い 月	3月		5月		7月		9月		11月		1月	

様式第5号(第11条, 第18条関係)

給 水 装 置 工 事 費
分 納 ・ 減 免 申 請 書
水 道 料 金

年 月 日

(あて先) 小 松 市 長

申 請 者 住所・氏名	市 町 番地 印
給 水 装 置 の 場 所	町 番地
工 事 費 水道料金	円
分 納 額 及び回数	分納額 円 回数 回 完納日 年 月 日
分 納 ・ 減 額 の 事 由	

ご注意
公益上の事由, 又は生活保護法による場合は, 所轄官公署の証明書を添付してください。

様式第6号(第19条関係)

(表)

小松市企業職員の証	
No.	写 真
所属課職	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、小松市上下水道事業の職員であることを証明する。	
年 月 日交付	
小松市長 ㊟	

(裏)

1	本証は小松市水道条例の規定による消火栓の立会い又は立入検査、給水管の切断、停水処分、メーター検針、料金の徴収及び水道に関する反則事件の調査を行う場合には必ず携帯しなければならない。
2	本証は関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
3	本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(備考) 本証の地の色は白色とする。
本証の文字の色は黒色とする。
写真はカラーとする。

- 様式第 1 号（第 4 条，第 9 条関係）
- 様式第 2 号(その 1)（第 4 条，第16条関係）
- 様式第 2 号(その 2)（第 4 条，第16条関係）
- 様式第 2 号(その 3)（第 4 条関係）
- 様式第 3 号（第 5 条，第 7 条，第 9 条関係）
- 様式第 4 号（第14条関係）
- 様式第 5 号（第11条，第18条関係）
- 様式第 6 号（第19条関係）

○小松市指定給水装置工事事業者規程

〔平成10年 2 月 2 日〕
水管規程第1号

小松市給水装置工事公認業者に関する規程（昭和53年企管規程第1号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、小松市水道条例（昭和35年小松市条例第24号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定に基づき、小松市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規程において「管理者」とは、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

5 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために小松市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

6 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

7 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

（義務処理の原則）

第3条 指定工事業者は、法、法令、施行規則、条例、小松市水道条例施行規程（平成22年小松市企業管理規程第2号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示に従い、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

（指定の申請）

第4条 条例第14条第2項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定

申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 小松市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小松市条例第41号）第 2 条第 2 項に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地
- (3) 第12条第 1 項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (4) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (5) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第 3 号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し

4 前項第 1 号に規定する書類は、誓約書（様式第 2 号）によるものとする。

（指定の基準）

第 5 条 管理者は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第12条第 1 項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- エ 第 8 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過し

ない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定工事業者証の交付)

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に小松市指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。

3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定の更新)

第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、管理者は、指定給水装置工事事業者から指定工事業者証を返納させた上で、新たな指定工事業者証を交付するものとする。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第3号）に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書
- 3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第8条 管理者は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取消することができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

（指定の停止）

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号に該当するときは、そのつど告示する。

- (1) 第4条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第6条の2第4項において準用する第4条の規定により指定給水装置工事業者の指定を更新したとき。
- (3) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が

発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第5号）により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

第4章 指定給水装置工事業者の義務

（事業の運営に関する基準）

第13条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- （1）給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- （2）配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる
技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- （3）前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- （4）主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- （5）次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- （6）施工した給水装置工事ごとに、給水装置工事施工承認申請書（様式第6号）の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

- ア 施主の氏名又は名称
- イ 施行の場所
- ウ 施行完了年月日
- エ 主任技術者の氏名
- オ 竣工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、条例第14条第3項に規定する設計審査を受けようとするときは、小松市水道条例施工規程第5条の給水装置工事申込書に設計図を添えて、管理者に申し込まなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、条例第14条第3項に規定する給水装置工事検査を受けようとするときは、工事完了後速やかに給水装置工事完成届（様式第6号）により管理者に申請しなければならない。

- 2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを
行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(講習会)

第18条 管理者は、給水装置工事の施工に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会への参加を実施し、又は他団体の実施する講習会への参加を推薦することができる。

(施行細目)

第19条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

附 則（平成24年企管規程第1号）

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

この規程は、令和3年12月14日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

(あて先)小松市長

年 月 日

申 請 者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名 印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名			
フ	リ	ガ	ナ
氏			名
事 業 の 範 囲			
機 械 器 具 の 名 所 , 性 能 及 び 数		別表のとおり	

添付書類 …… 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿謄本, 個人にあってはその住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表

機 械 器 具 調 書

年 月 日

種 別	名 称	型式・性能	数 量	備 考

（注） 種別の欄には『管の切断用の機械器具』・『管の加工用の機械器具』・『接合用の機械器具』・『水圧テストポンプ』の別を記入すること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

(あて先) 小松市長

様式第2号(第4条関係)

その2

誓 約 書

小松市指定給水装置工事事業者として、次のことについて遵守することを誓約します。

遵 守 事 項

- 1 小松市指定給水装置工事事業者規程に規定する事項について
- 2 宅内修理について

小松市民から宅内の水道管破裂等の修理依頼があれば、小松市指定給水装置工事事業者として、正当な理由がない限りこれを拒むことなく、適切及び敏速に対応いたします。

年 月 日

氏名又は名称

住所

代表者氏名

印

(あて先)小松市長

様式第3号(第7条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(あて先)小松市長

年 月 日

届 出 者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名 印

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏 名 又 は 名 称			
住 所			
フリガナ 代 表 者 の 氏 名			
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第4号(第7条関係)

指定給水装置工事事業者

廃止
休止
再開

届出書

(あて先)小松市長

年 月 日

届 出 者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の

廃止
休止
再開

の届出をします。

フリガナ 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
フリガナ 代 表 者 の 氏 名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

様式第5号(第12条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

(あて先)小松市長

平 年 月 日

届 出 者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出をします。

給水区域で給水装置の工事を行う事業所の 名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事 主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の 交付番号	選任・解任の年月日

様式第6号(第15条関係)

給 水 装 置 工 事 完 成 届

年 月 日

(あて先)小松市長

届出者 住 所
氏 名 
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

給水装置工事が完成したので、届け出ます。

工 事 の 種 別	
給 水 装 置 の 設 置 場 所	
工 事 主 の 氏 名	
工 事 の 完 成 年 月 日	

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第12条関係)

様式第 6 号 (第15条関係)

◇ 給水装置施工基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、小松市水道事業の給水装置の構造及び材質ならびに施工について必要な事項を定めるものとする。

(装置の構成)

第2条 給水装置は、配水管から分岐して、設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をもって構成する。

(給水工事の種別)

第3条 給水工事は、次に掲げる工種に分類する。

- (1) 新設工事 給水装置のないところに新たに給水装置を設置する工事をいう。
- (2) 支分新設工事 既設装置の権利者の同意を得て、その給水管より分岐し、新たにメーターを設置する工事をいう。
- (3) 改造工事 出水不良その他の理由により、既設給水管の管種、口径の変更等メーターの配水管側の変更工事をいう。
- (4) 屋内改造工事 新築工事、増改築工事等量水器の二次側の給水管の新設、変更等をいう。
- (5) 撤去工事 給水管の一部または全部を取除く工事をいう。
- (6) 修繕工事 給水装置の部分的な修理を行う工事をいう。

(給水装置の材料)

第4条 給水装置に使用する材料は十分な強度を有するものであって、耐圧、浸出、水撃防止、防食、逆流防止、耐寒、耐久に関する基準に適合したものでなければならない。

(給水管の種類)

第5条 給水管の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 配水管への取付口から支水栓（仕切弁）または量水器までの間の管種はポリエチレン管、ライニング鋼管、ダクタイル鋳鉄管を使用しなければならない。
- (2) 止水栓または量水器より下側の管種は、ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、塩化ビニールライニング鋼管、耐衝撃性硬質塩化ビニール管、ポリブデン管等水道法の基準に適合したものでなければならない。

第2章 構造及び施工

(給水管の管径)

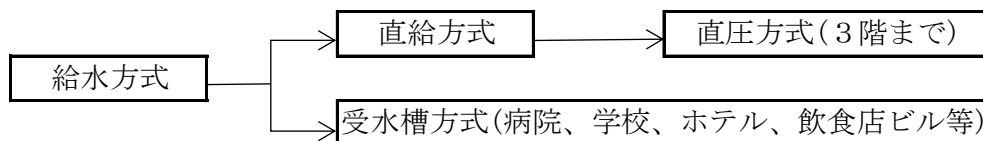
第6条 給水管の管径は、配水管の計画最小動水圧時において、設計使用水量を供給できる大きさにしなければならない。

- 2 前項に掲げる道路内における給水管の最小口径はφ20mmとする。
- 3 給水管の管径は、取出し配水管の管径より小さくしなければならない。

(給水方式)

第7条 給水方式は、直結式給水方式と受水槽方式とする。

- 2 直結式給水は、本市の水圧で直接給水する場合をいう。なお、建物の3階建てに
おける場合は、別途「小松市三階直結給水サービス施行要綱」によらなければならない。
- 3 受水槽式給水は常時一定の水圧（常時水を必要とし、断水等で支障が出る箇所）
を要する箇所、または、高台等で水圧の低い地域あるいは一時に大量の水を使用す
る箇所及び建物の4階以上に給水する場合は、受水槽式によらなければならない。



(配管)

第8条 給水管の布設位置は、下水、便所、汚水タンク等の場所をさけるとともに、止水栓、量水器等の設置位置を十分考慮し、維持管理に支障をきたさないように配管しなければならない。

- 2 同一地番で2装置以上を配水管から直接分岐して給水してはならない。
- 3 給水装置工事を同穴で2栓引き込みしようとする場合は、事前に協議しなければならない。

(掘削埋戻し)

第9条 掘削埋戻しは次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 掘削に先立ち地上及び地下埋設物を調査し、それらに損傷を与えないよう注意しなければならない。
- (2) 軟弱地盤または湧水のある場所においては、土留工を施し、湧水を排除しながら掘削しなければならない。
- (3) 道路の掘削は、当日中に仮復旧が完了できる範囲でなければならない。
- (4) 掘削面は、十分に床均しを行わなければならない。

- (5) 埋戻しにあたっては、管の周囲は必ず良質な砂で管底まで十分廻るように施工し、砂利、石塊などの固形物が直接、管に触れないようにしなければならない。
- (6) 埋戻しの締固めは、深さ20cmごとに入念に行わなければならない。
- (7) 路盤の締固めは、深さ15cmごとに行わなければならない。

(埋設深度及び掘削断面)

土工図 1・2 参照

第10条 給水管の埋設深度は、道路内で土被り80cmを確保できる深さとし、宅地内で30cmとする。

2 道路内の掘削断面は、別添管土工図のとおり道路の占用許可条件等に従って施工しなければならない。

(材料の使用区分)

第11条 給水管に使用する材料の区分は、次のとおりとする。

給水管の管径	給水管の取出口より止水栓 (仕切弁)または量水器まで	止水栓(仕切弁)または量水器より下流
25mm以下	ポリエチレン管(軟質) 第1種二層管	耐衝撃性硬質塩化ビニル管、ポリ粉体ライニング鋼管、 硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリブテン管等 (水道法の基準に適合したもの。)
30mm～50mm	ポリエチレン管(軟質) ライニング鋼管	同 上
75mm以上	ダクタイル鋳鉄管	ダクタイル鋳鉄管、ポリ粉体ライニング鋼管 硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリブテン管等 (水道法の基準に適合したもの。)

(給水管引込距離)

第12条 配水管から分岐した給水管の引き込み限度距離は、次を参考とする。

口 径 水 圧	引 き 込 み 限 度 距 離			
	φ 2 0	φ 2 5	φ 3 0	φ 4 0
0.15 Mpa	2 階 直 圧 給 水 は 不 可			
0.20 Mpa	12.5 m	16.0 m	19.5 m	27.0 m
0.25 Mpa	33.5 m	42.0 m	52.0 m	72.0 m
0.30 Mpa	54.5 m	69.5 m	84.5 m	117.0 m
0.35 Mpa	75.5 m	96.0 m	117.0 m	162.0 m
0.40 Mpa	96.5 m	123.0 m	149.0 m	207.0 m

(注) 水圧が0.17Mpa以下の地域では、2栓同時使用の条件で2階直圧給水が可能であるが、戸建住宅における給水栓の数から、3栓同時使用の可能性もあり、このよう

な地域での2階直圧給水は避けることが望ましい。

(給水管の分岐数)

第13条 一つの給水管から分岐できる給水管の数と口径は次の均等表を参考とする。

◇ 管口径均等表

主管径	枝管（給水管の数）							
	13	20	25	30	40	50	75	100
13	1							
20	2	1						
25	3.7	1.8	1					
30	7	3.6	2	1				
40	11	5.3	2.9	1.5	1			
50	20	10	5.5	2.7	1.9	1		
75	54	27	15	7	5	2.7	1	
100	107	53	29	15	10	5.3	2	1

(注) この数字は目安であり、配水管の水圧と引き込み距離などの条件を考慮し、計算した上で口径を決定すること。

(配水管より取出し)

参考図 1-1 ～ 1-6・4-1・4-2 参照

第14条 配水管より給水管を取出しする場合は、次に掲げる工法によるものとする。

- (1) 配水管からの取出し口の位置は、その接合箇所より0.5m以上、また、他の給水管の取出しから0.3m以上離れていなければならない。
- (2) 取出しできる配水管の口径は、 $\phi 50\text{mm}$ ～ $\phi 300\text{mm}$ とする。
- (3) 配水管からの取出し口径50mm以下は、サドル分水栓または、割丁字管とする。
 $\phi 75\text{mm}$ 以上の場合、割丁字管またはT字管によって取り出さなければならない。
- (4) 前号のサドル分水栓取付けの場合、配水管に対して垂直に立込み取付ける。また、配水管が石綿管の場合は、石綿管用サドル分水栓を使用しなければならない。
- (5) サドル分水栓を、異型管等に取り付け、穿孔してはならない。
- (6) ランニング鋼管の場合は、ライニング鋼管用サドル分水栓を使用しなければならない。
- (7) ポリエチレン管の場合は、ポリエチレン管用サドル分水栓を使用しなければならない。

なお、分水栓より直結止水栓までは、ロケーティングワイヤーを導電線仕様に基
づき施工すること。

(量水器、止水栓、及びバルブの取付)

第15条 給水管に取付ける直結伸縮止水栓、固定形ボール止水栓は、原則として量水器ボックス内に設置しなければならない。なお、バルブ等の取り付け位置は、次の各号を除いて敷地内の屋外とし、道路と敷地との境界より1 m以内に設置しなければならない。

- (1) 道路と建物との間に空地が全くないときは、直結伸縮止水栓を屋内に設置することができる。ただし、できるだけ出入口の近くとする。
- (2) 道路と建物との間に空地が少ないときは、給水管を左または右に曲げ、直結伸縮止水栓を設置する。ただし、曲部から1 m以内に設置すること。
- (3) 給水管引き込み部分(分水栓より量水器まで)の延長が長い場合及び給水管の引き込み部分が車両の通行が激しい場所では、本管より直角に取出した路肩に止水栓(ボール止水栓等)を設置すること。
- (4) やむを得ず給水管が露出するときは、露出管は、サヤ管等で保護し、道路内に止水栓を設置しなければならない。
- (5) 一つの引込みで2戸(集合住宅等)以上に分岐給水するときは、引込元管の止水栓(ボール止水栓等)は敷地内の屋外とし、道路と敷地との境界より敷地内へ1 m以内のところに設置しなければならない。

2 公道接続部分の止水栓及びバルブは、道路肩の近くに取り付けなければならない。

- (1) 前項の鉄蓋類の取り付け高さは、路面より3 mm程度低くするものとする。

(管の接合)

第16条 給水管の接合は、下記によらなければならない。

- (1) ポリエチレン管の接合方法は、金属継手等を使用する。
- (2) 塩化ビニールライニング鋼管、ポリ粉体ライニング鋼管接合は、ねじ込み接合とする。
- (3) 鋼管の接続部分には、必ず、鋼管用ビニールコアまたはコアー一体型継手を使用しなければならない。
- (4) 耐衝撃性硬質塩化ビニール管の接合は、冷間工法によらなければならない。
- (5) 鋳鉄管は、メカニカル継手、フランジ継手によらなければならない。

(危険防止の措置)

第17条 給水装置の危険防止には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 給水管は、本市が給水する水道以外の本管、または衝撃作用を起こす恐れのある用具、もしくは機械等とす直結してはならない。
- (2) 給水管の中に停滞空気が生ずる恐れのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

- (3) 2階以上または地階に給水する場合は、各階ごとに止水栓を設けなければならない。
- (4) 大便器に給水する場合は、ロータンク方式、またはハイタンク方式としなければならない。
- (5) ガス湯沸器、ボイラー、冷却器等特殊器具で管理者が器具との接続を認めたものについては、接続点付近に止水栓または逆止弁を水平または垂直に取付けなければならない。

(防護措置)

第18条 給水装置は、荷重による損傷、器材の腐食あるいは汚水逆流などに対して、使用材料や現地の状況などにより次の防護措置を講ずるものとする。

(1) 外傷防護

暗渠開渠など水路したを横断して布設する場合、防食テープ等を施して埋設する。また、水路の上部を横断する場合は、水路の高水位以上の高さに鋼管などのサヤ管に入れ、さらに防寒、防食などの措置を施して布設しなければならない。

(2) 振動、たわみ防護

給水管の立ち上がりや横走り部分で露出配管となる箇所は、ライニング鋼管を用い、はさみ金物等で適当な間隔で建物に固定しなければならない。

(3) 腐食防護

給水管が酸またはアルカリなどにより腐食される恐れがある場所に布設する場合は、防食テープ、ポリエチレンスリーブ、ジュート巻など適当な防食材料等で保護する。本管からの取出口には、必ずポリエチレンシート等を被せて保護しなければならない。

(4) 電気防護

給水管が、電食の恐れのある場所に布設する場合は、できるだけ金属管を避け非金属管を使用し、やむを得ず金属管を使用する場合は、アスファルト系、コールタール系などの絶縁塗料あるいは防食テープで管の外周を完全に被覆して、漏えい電流の流出入を防止しなければならない。なお、軌道付近においては、電気設備に関する技術基準を定める省令の規定により、給水管と軌道との距離を1 m以上に保たなければならない。

(5) 軌道横断防護

軌道下を横断して給水管を布設する場合は、絶縁材で被覆し、ヒューム管などのさや管に納めたうえ、軌道管理者と協議した深さに埋設しなければならない。

(6) 水撃防護

給水装置には、過大な水撃作用を与える器具を使用しないことが原則あるが、やむを得ず使用する場合は、緩衝装置を器具に近接した箇所に設置しなければならない。

(7) 管の抜け出し防護

鋳鉄管などの管径の大きいもの（φ75mm以上）を使用する場合、曲がりや勾配部分には、離脱防止継手を使用して管の抜け出し防護をしなければならない。

(8) 凍結防護

量水器より下流の給水管で地中埋設部以外では、硬質塩化ビニール管を使用しないこと。地中埋設部以外の給水管には、保温防護措置をしなければならない。（保温材料として、保温チューブ等、異形部は、保温チューブスチロールカバー等がある。）

(9) 防露

屋内給水管で露出管の表面に結露することがあるので、このような箇所には防露装置を施さなければならない。

第3章 附属用具

(量水器の設置)

第19条 量水器は、使用水量に適した口径のものを設置し、設置場所は、原則として敷地内に屋外で点検しやすく乾燥し汚水が入りにくく、損傷の恐れのない場所で、かつ、給水栓より低位置に、水平に取付けなければならない。

(ボックス類)

第20条 量水器、止水栓及び仕切弁のボックスは、鋳鉄製または樹脂製で管理者が定める規格のものでなければならない。

第4章 特殊装置

(受水槽)

参考図 2-1 ～ 2-3 参照

第21条 受水槽を設置しなければならない施設は次のとおりとする。

- (1) 病院などで災害時や事故などによる水道の断水時・減水時に、給水の確保が必要な施設。
- (2) 短時間に大量の水を使用したり、使用水量の変動が大きいときに、配水管の水圧低下を引き起こすことがある施設。
- (3) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定量の水量、水圧が必要な施設。

- (4) 有毒薬品を使用する工場など、逆流により配水管の水を汚染することがある施設。
- 2 受水槽の構造については、建築基準法36条、建築基準法施行令第129条の2及び昭和50年建設省告示第1597号の基準によるものとする。
- 3 建築物の内部に設ける場合においては、外部から受水槽の天井、底及び周壁の保守点検を容易に行うことができるようにする。
- 4 受水槽を設置する場合は、次に掲げる工法によるものとする。
- (1) 受水槽の流入口は、落とし込みとし、受水槽の満水面から給水管外径以上の間隔を保たせなければならない。
- (2) コンクリート製、または鋼板製（防水防食塗装、またはホーロー引き）及び合成樹脂製のものとする。なお、水槽の大きいものは仕切を入れて2槽以上とする。
- (3) 大容量のものについては、修理または掃除をするため、必要なマンホール及びステップを取付けなければならない。
- (4) 受水槽は、地上式（地面上または屋内の時はフローア上）を原則とする。ただし、蓋は、ゴムパッキン付ボルト締め等の防水性とし、施錠しなければならない。
- (5) 必要に応じて電気自動開閉装置、ボールタップ、溢流管、排水管仕切弁、満水及び渴水警報装置を取り付けなければならない。
- (6) 溢流管、排水管の排水口には防虫及び防鼠のための網を取付けなければならない。
- (7) 排水口の位置は、死水の生じないようにしなければならない。
- (8) ボールタップは、水衝撃の少ないものを使用し、水平かつ、垂直に取り付けなければならない。
- なお、受水槽入口径が25mm以上の場合は、定水位弁を使用し、その取付位置を地面から1.5m以上の高さに設置しなければならない。
- (9) 受水槽へ給水する場合は、受水槽内に防波装置をしなければならない。
- (10) 消火用水を兼ねた受水槽を設置する時は、その容量が過大となり、水質の悪化をきたす恐れのある場合、消火用水槽は、別に設けなければならない。
- (11) 受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、設計一日使用水量を使用時間で除した水量とし、受水槽の容量は、設計一日使用水量の4/10～6/10程度が標準である。ただし、ピーク時等の使用水量が著しく大きい場合、あるいは、配水管の管径や水圧が不十分な場合にあっても、受水槽の容量をピーク時にも十分対応できるものとしなければならない。

(受水槽の管理)

第22条 受水槽を設置した場合は、その管理者は次の事項を十分説明すること。

- (1) 1年に1回受水槽の掃除を行わなければならない。
- (2) 受水槽の点検等で障害物、汚水等によって汚染されるのを防止するため必要な処置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により給水する水に異状を認めたときは水質基準に関する省令に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行わなければならない。
- (4) 給水する水が人の健康を害する恐れのあるときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる処置を講じなければならない。

(高置水槽)

参考図 1-7 参照

第23条 高置水槽の構造及び材質は、受水槽に準ずるほか、その設置位置は、給水器具が円滑に作動する水圧が得られるよう考慮しなければならない。高置水槽の有効容量は、設計一日使用水量の1/10程度を標準とする。

(ポンプ直送給水)

第24条 高置水槽を設置しないで受水槽よりポンプを用いて直接給水する場合は、圧力タンク式及び加圧ポンプ式によらなければならない。

(プールへの給水)

第25条 プールへの給水装置は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) プールへの給水管の口径は、夜10時から翌朝5時までの7時間以内に満水にできる大きさを原則とする。ただし、特殊な場合は除く。
- (2) 流入口は、落とし込みとし、満水面から給水管の外径以上の間隔を保たなければならない。

(娯楽用給水、その他)

第26条 娯楽用、その他の給水装置は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 噴水、泉池、滝、その他娯楽用に使用する器具には、故障修理と流出量調節のため甲止水栓または、ストップバルブを取付けなければならない。
- (2) 神社、仏閣の手洗いは、給水管と直結せず、落とし込みとし、落とし込みの高さは、満水面より給水管の外径以上の間隔を保たなければならない。
- (3) 太陽熱利用温水タンクへの流入口は、落とし込みとし、タンク満水面から給水管の外径以上の間隔を保ち、上り、下り管は、別個に配管しなければならない。

(共同住宅に対する装置)

第27条 共同住宅に対する給水装置は、次の各号により、それぞれの給水方式に応じて施工しなければならない。

(1) 直結式

各戸に量水器を設け各戸単位として給水契約のできるように給水工事を施工する。
または、1棟に1個量水器を設置することができる。この場合量水器の設置場所は、
いずれも1階地上とする。

(2) 受水槽式

受水槽への落とし込みまでが給水装置であり、受水槽への給水量をもって契約ので
きるように給水工事を施工する。

(ユニット化装置)

参考図 3 参照

第28条 ユニット化装置は、日本水道協会（JWWA）、日本燃焼器具検査協会（JHIA）、
電気安全環境研究所（JET）、日本ガス機器検査協会（JIA）に規定するもの、または
これと同等以上のものを使用しなければならない。

(特定施設用水道直結式スプリンクラー設備)

第29条 特定施設用水道直結式スプリンクラー設備の設置については、消防法施行令及
び消防法施行規則の定めによるほか、以下の基準に適合しなければならない。

- (1) 特定施設用水道直結式スプリンクラー設備のうち、直結方式の給水管または受水
槽方式の一次側給水管から分岐して設置する場合は、（以下、「水道直結式スプリ
ンクラー設備」という。）は、給水装置として水道法を適用する。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備は、本施工基準、三階直結給水サービス施工要綱
の規定によらなければならない。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備を設置する者は、水道直結式スプリンクラー設備
設置申請書（様式第1号）を提出しなければならない。
- (4) 受水槽方式の建物の一時側給水管から分岐して設置する水道直結式スプリンクラ
ー設備は、受水槽二次側の給水用配管等と連結してはならない。また、標識等によ
り配管の系統を識別できるようにしなければならない。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者は、消防設備士による水理
計算書を本市に提出して承認を受けなければならない。
- (6) スプリンクラー設備用配管の停滞水が、飲用等の水質に悪影響を及ぼすことのな
いように、逆流防止装置などの必要な措置を講じなければならない。
- (7) スプリンクラー設備用配管の末端には、停滞水の防止及び放水確認用としての給
水栓を設置しなければならない。
- (8) 水道直結式スプリンクラー設備を設置した建物は、維持管理責任者を選任すると
ともに、給水栓の増設や使用条件等を変更する必要がある場合、事前に本市と協議
しなければならない。

第5章 雑則

(その他)

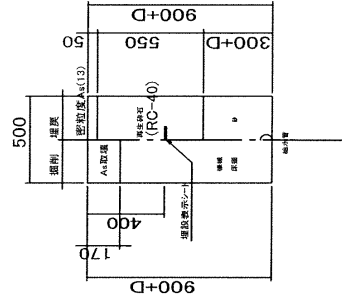
第30条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附 則

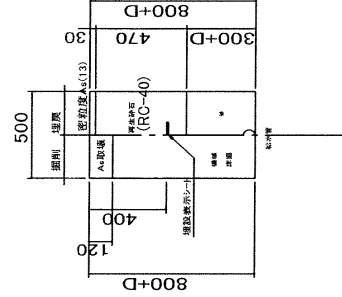
この基準は、平成31年4月1日から施行する。

掘削・仮復旧断面図

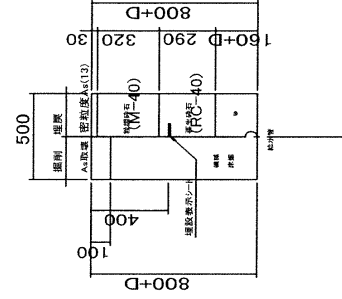
県道B交通
土被りH-900



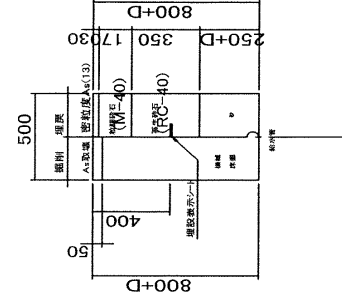
県道A・L交通
土被りH-800



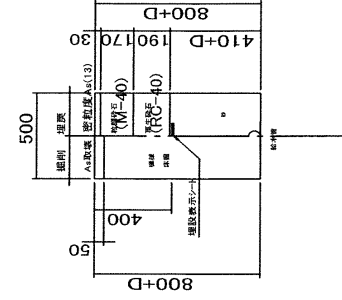
市道B交通
土被りH-800



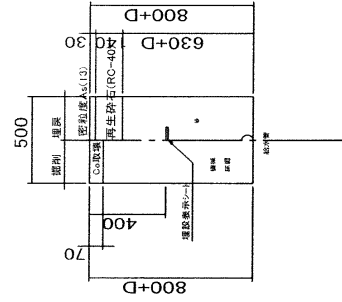
市道A交通
土被りH-800



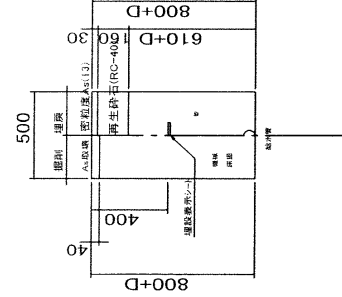
市道L交通
土被りH-800



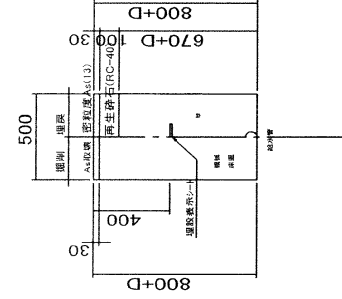
○○歩道(標準)
土被りH-800



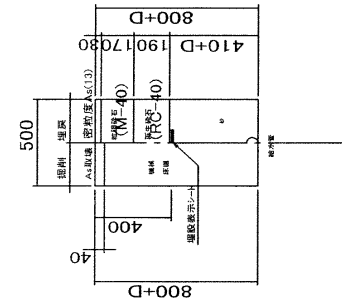
市道As歩道(標準)
土被りH-800



県道As歩道(標準)
土被りH-800



簡易舗装As歩道等(参考)
土被りH-800

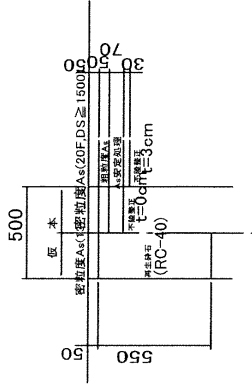


<資料>

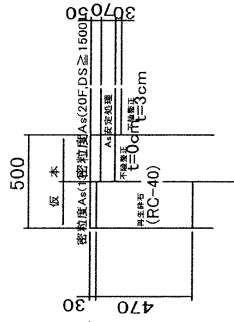
水通閉塞りポリレン二層型	管外径(D)
埋戻	φ20
埋戻	27 mm
埋戻	φ25
埋戻	34 mm
埋戻	φ30
埋戻	42 mm
埋戻	φ40
埋戻	48 mm
埋戻	φ50
埋戻	60 mm

舗装本復旧断面図

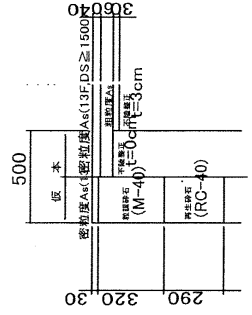
県道B交通



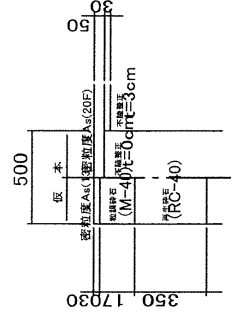
県道A・L交通



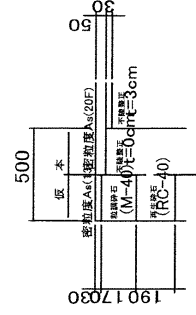
市道B交通



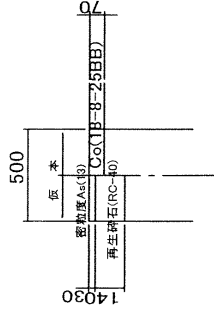
市道A交通



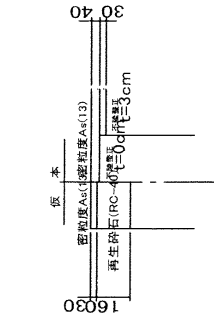
市道L交通



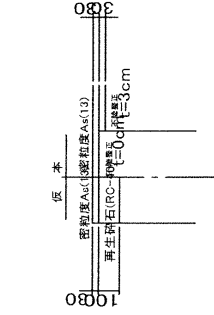
Co歩道(標準)



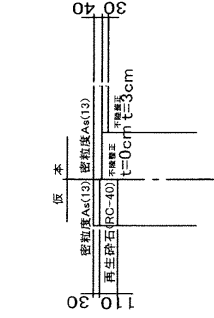
市道As歩道(標準)



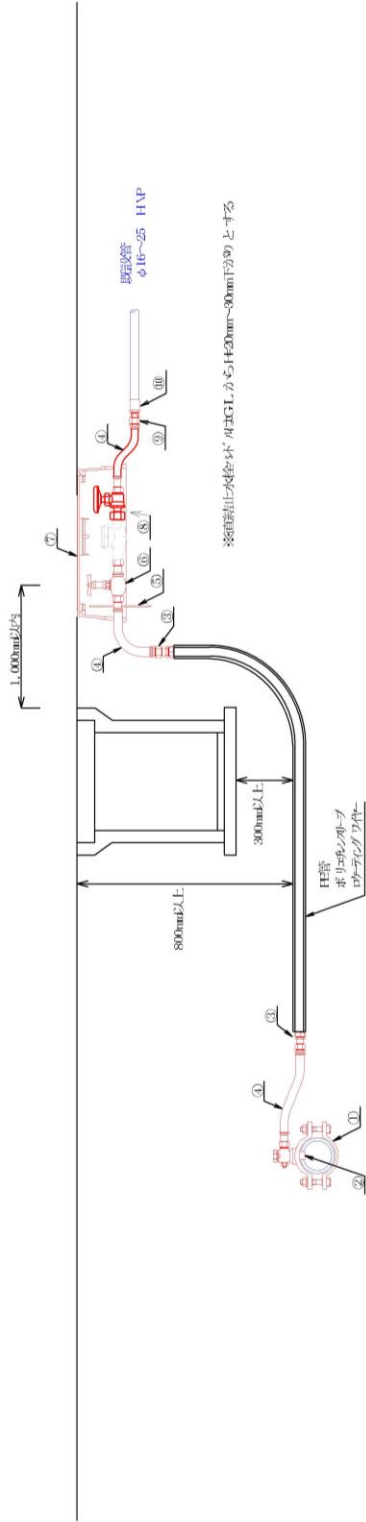
県道As歩道(標準)



簡易舗装As町道等(参考)



給水装置標準図 A-type
(H管 13～25mm)

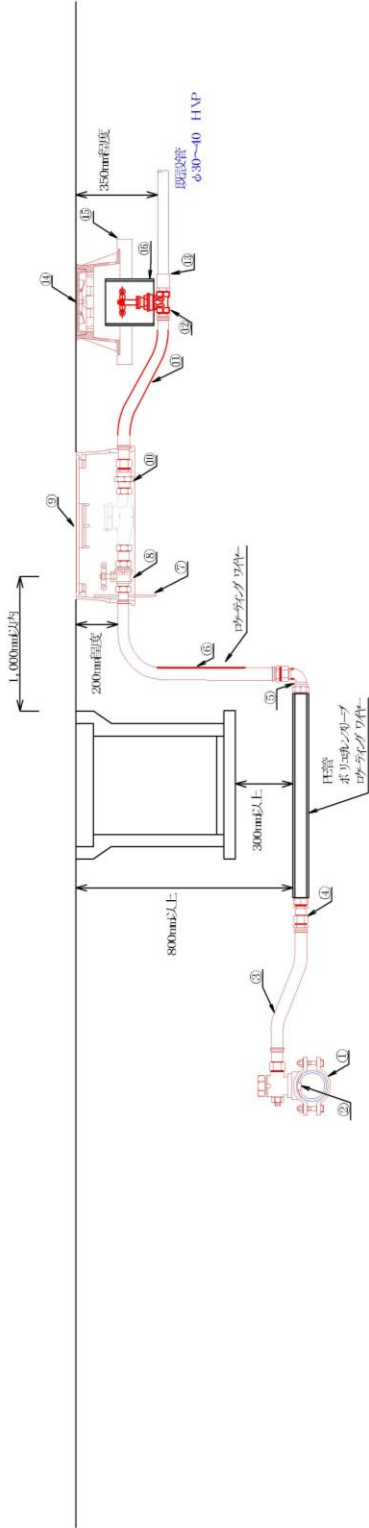


- ① 水栓止水栓
- ② 止水栓
- ③ マスターバルブ
- ④ スキップ継手(エボルブタイプ)
- ⑤ ロケテグワット固定金具
- ⑥ 開閉防止型伸縮直結止水栓
- ⑦ 止水栓(オリーブタイプ)
- ⑧ 開閉防止型伸縮直結止水栓
- ⑨ エボルブタイプ
- ⑩ 止水栓

H管・・・水道用ポリエチレン管 第1種 2層管 軟質
スクリップ継手・・・(エボルブタイプ)の長さ13mm以上部分

名称	小松市 給水装置標準図 (A-type 13～25mm) H管
製作者	小松市上下水道局
制作日	2019.4
番号	1

給水装置標準図 A-type
(H管 30~40mm)



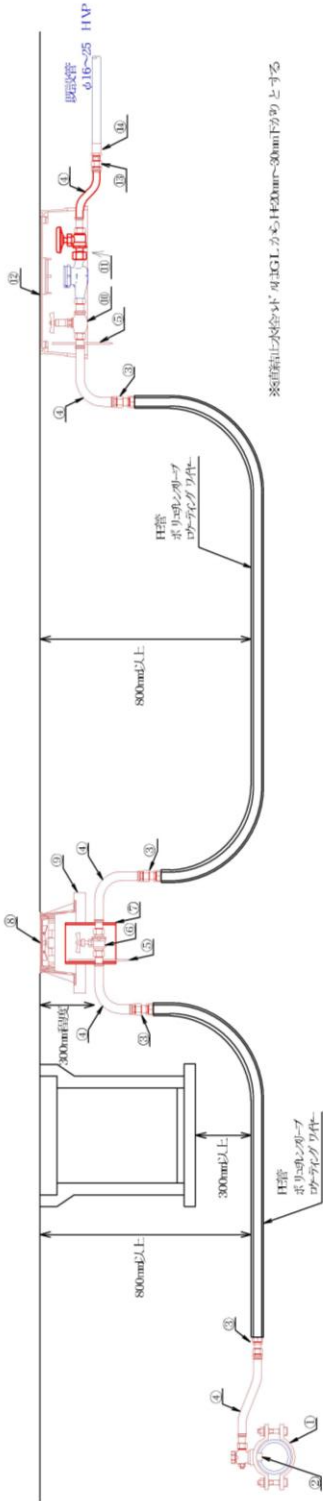
- ① 水メーター
- ② 密着ワ
- ③ スキフ 確手 (エネ+平行形) 型
- ④ メカ用ワ
- ⑤ エネ+ト
- ⑥ スキフ 確手 (エネ+平行形) 型
- ⑦ ワケワ ワケワ 取付金具
- ⑧ 伸縮型ボール式水栓
- ⑨ 最小器具 (小松社仕様)
- ⑩ 逆止弁 (ユニオン×平行形) 型

- H管: ... 水道局のメーター管 第1種 鋼管 40mm
- スキフ 確手: ... (エネ+平行形) の長さ 1.5m 部分
Δ30~ Δ40×300L
- スキフ 確手: ... (エネ+平行形) の長さ 1.5m 部分
Δ30~ Δ40×300L

名 称	小松市 給水装置標準図 (A-type 30~40mm) H管		
製作者	小松市上下水道局	製作日	2019.4
		番号	2

参考図 1-4

給水装置標準図 B-t type
(H管 13~25mm)



- ① 水栓付水栓
- ② 給水管
- ③ 給水管外
- ④ スカグ 継手(エボ×平付付型)
- ⑤ 水栓付水栓 固定金具
- ⑥ 水栓付水栓 固定金具
- ⑦ φ150 硬質塩化ビニル管 1φ250
- ⑧ 止水栓(小栓付付型)
- ⑨ 複合樹脂管
- ⑩ 開閉器付止水栓(小栓付付型)

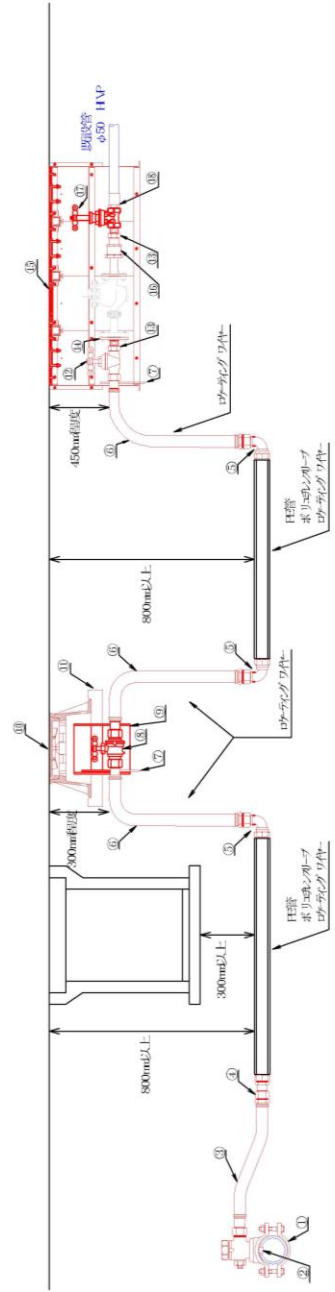
H管・・・水栓付付、エボ×平付付型 第1種 継手 継手 継手
スカグ 継手・・・エボ×平付付型(小栓付付型)の継手は、別注とする

- ⑪ 固定型水栓(小栓付付型)
- ⑫ 水栓付水栓(小栓付付型)
- ⑬ 水栓付水栓
- ⑭ 水栓付水栓

※水栓付水栓は、水栓付水栓(小栓付付型)もしくは水栓付水栓(小栓付付型)とする。

名 称	小栓付 給水装置標準図 (1φ250 13~25mm) H管
製 作 者	小栓付上下水道局
製 作 日	2019.4
番 号	1

給水装置標準図 B-type
(PE管 50mm)



- ① 水メーター
- ② 逆流防止弁
- ③ ポリブチレン管 (エボス平付型) 型
- ④ 水栓付付具
- ⑤ エボス平付
- ⑥ ポリブチレン管 (エボス平付型) 型
- ⑦ ポリブチレン管 (エボス平付型) 型
- ⑧ ポリブチレン管 (エボス平付型) 型
- ⑨ 水栓付付具
- ⑩ 水栓付付具

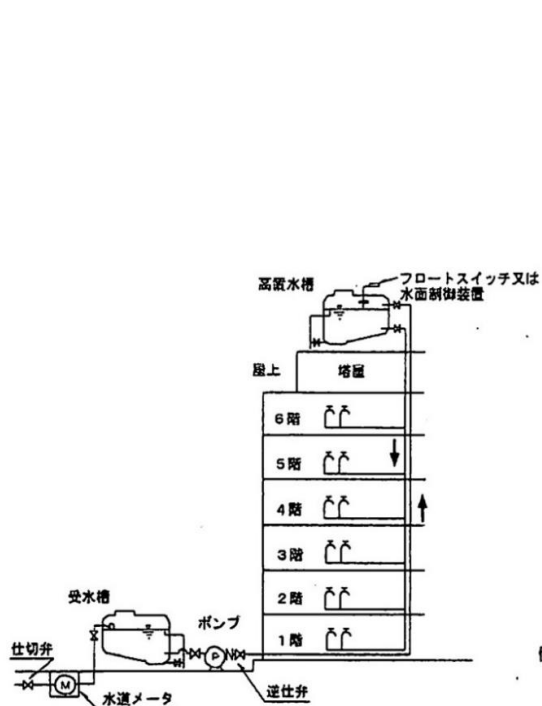
- ⑪ 複合給排水ベース
- ⑫ ポリブチレン管 (エボス平付型) 型
- ⑬ ポリブチレン管
- ⑭ ポリブチレン管
- ⑮ 複合給排水ベース (エボス平付型) 型
- ⑯ 逆止弁 (樹脂製) × 逆止弁 (型)
- ⑰ グラウト (ノンスリット型)
- ⑱ 水栓付付具



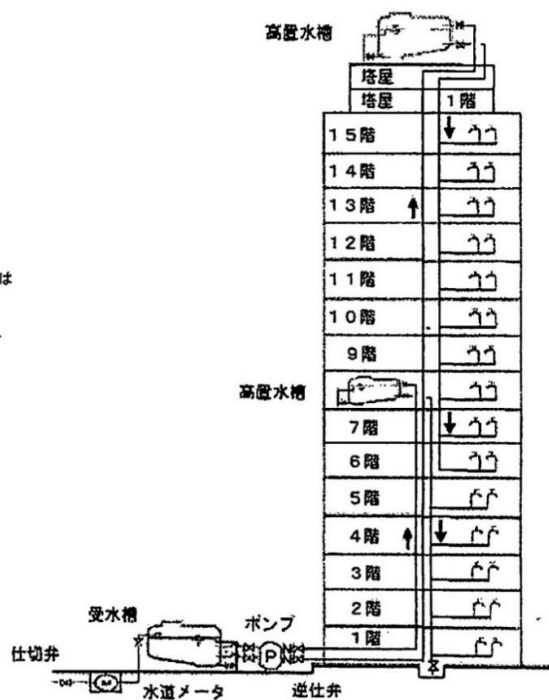
図	小松市 給水装置標準図 (B-type 50mm) PE管
製	小松市上下水道局
製	2019.4
製	日

※ポリブチレン管は、必ずしも必要ではありません。

高層建物に対する給水方式図

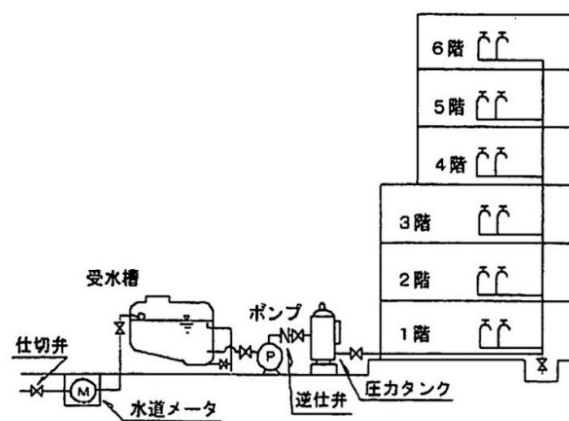


(1) 単段高置水槽式

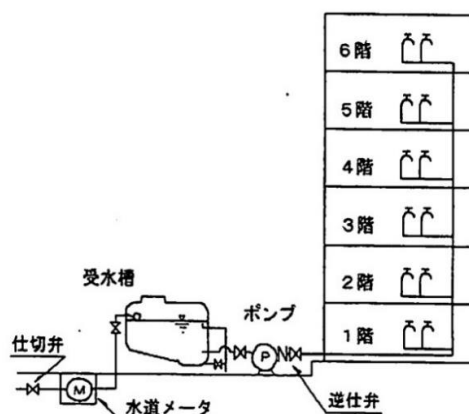


(2) 多段高置水槽式

※直結式は削除

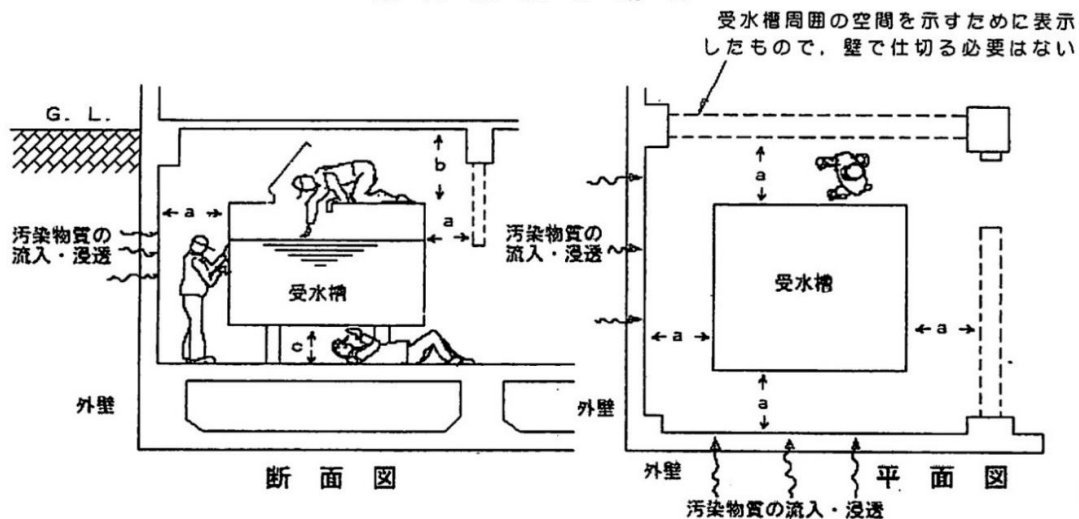


(3) 圧力タンク式

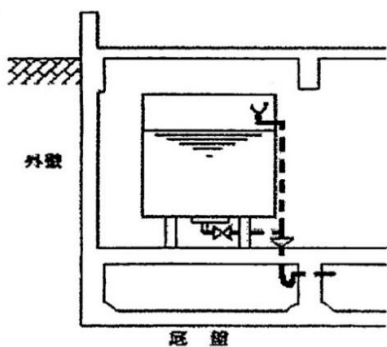


(4) 加圧ポンプ式

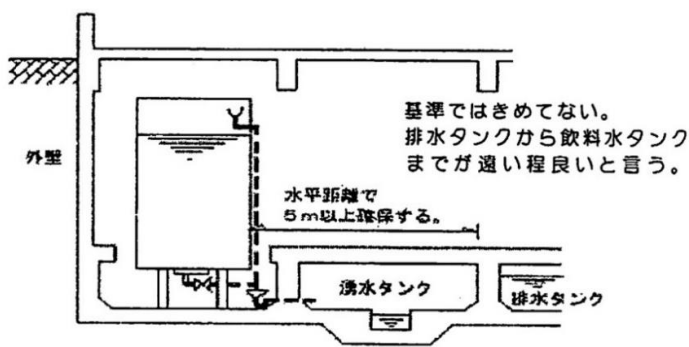
受水槽等の設置位置 屋内設置の場合



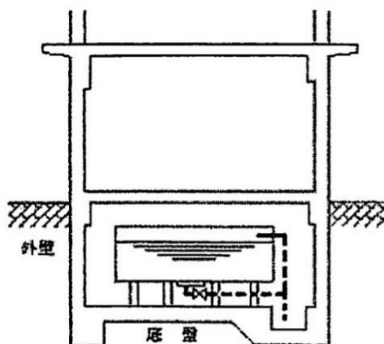
a, b, c のいずれも保守点検を容易に行い得る距離とする。(a, c $\geq$ 60cm, b $\geq$ 100cm)
特に b については、マンホールより作業員が出入りに支障のない距離とし、梁が出入りに支障となる位置を避けること。



(a)



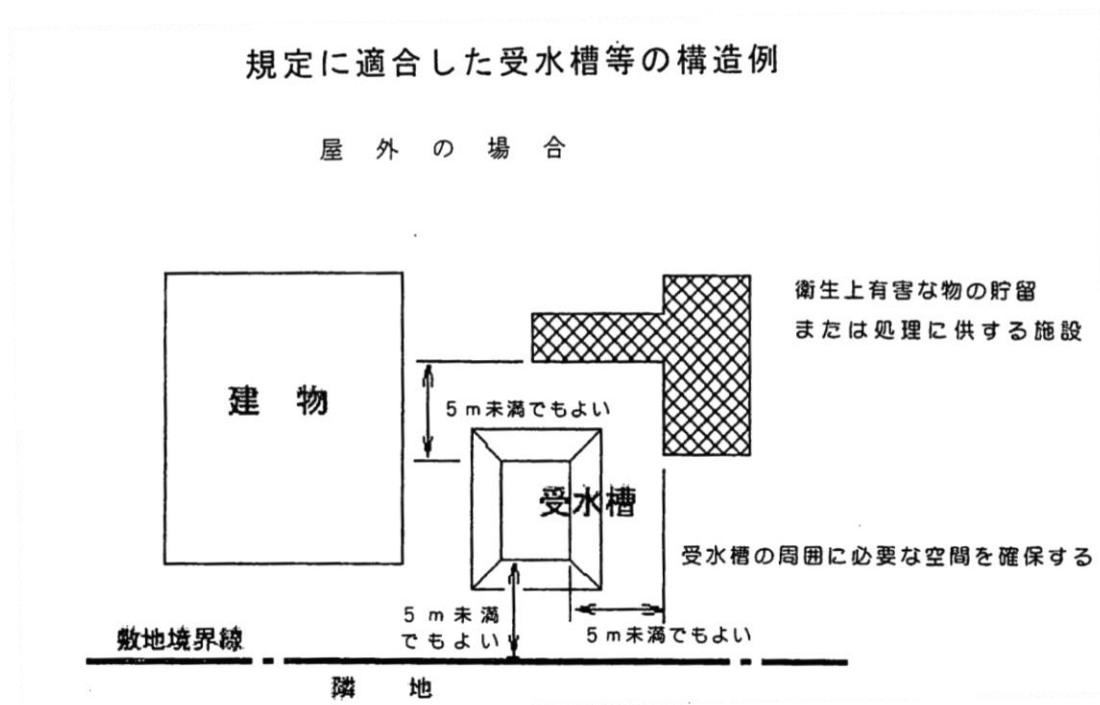
(b)



(a), (b), (c) いずれの場合もオーバーフロー管、
水抜管、通気装置等を設けなければならない。

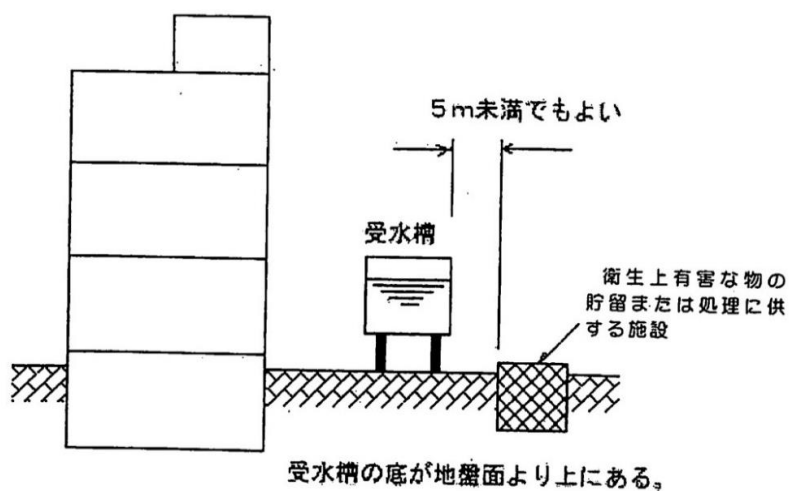
(c) 地下室として見なさない。(建築法の建ぺい率に含まない。)

参考図 2 - 2



参考図 2 - 3

衛生上有害な物の貯蔵または処理に供する施設と受水槽の関係



参考図 3

『水道法施行例第 4 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準』に適合している証としての共通認証マーク（第 2 8 条関係）

共通認証マーク  水滴と波紋は、清水から広がるより豊かな未来を表現しています。 (商標登録出願中)	使用例  (財)日本水道協会	使用例  (財)日本燃焼器具検査協会
	使用例  (財)電気安全環境研究所	使用例  (財)日本ガス機器検査協会

このマークは、第三者認証機関である次の 4 機関の共通認証マークとして、製品に求められる「性能基準」（耐圧・浸出・水撃限界・逆流防止・負圧破壊・耐久・耐寒）に適合した製品に表示。

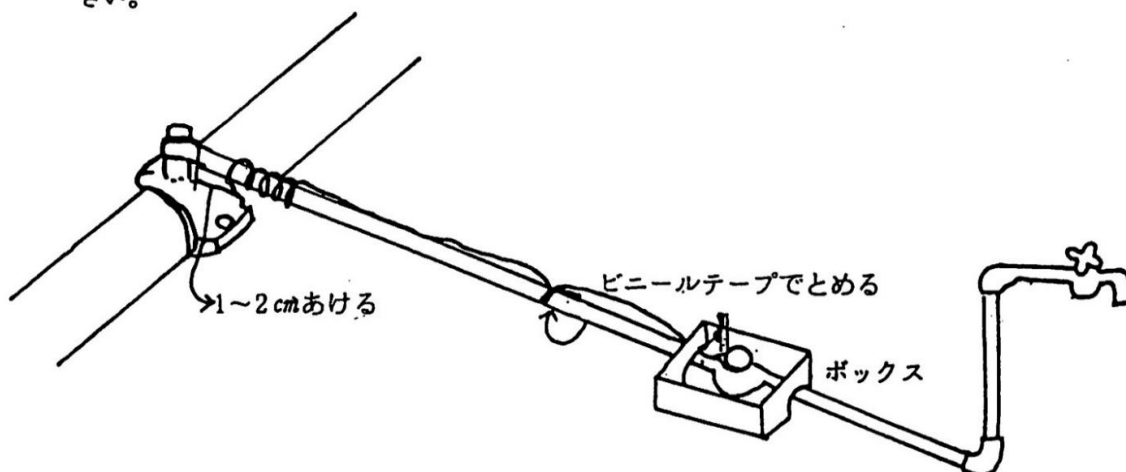
導電線ゴム被覆線（ロケーティングワイヤー）仕様

5. 施工方法

(1) 給水管布設工事には、管種をとわず、分水栓より直結止水栓までロケーティングワイヤーを必ず入れること。

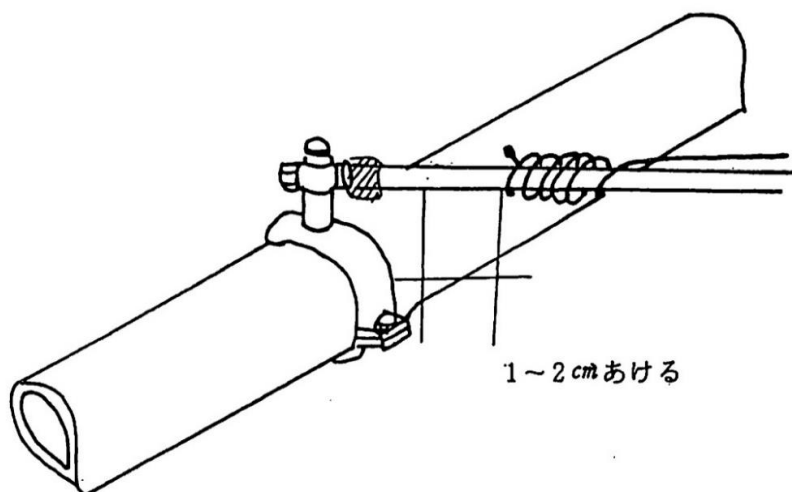
(2) パイプラインに少々緩みを持たせて付設します。

この時、緩みを持たせすぎないように適当な間隔（2 m位）でテープ等で管に固定してください。



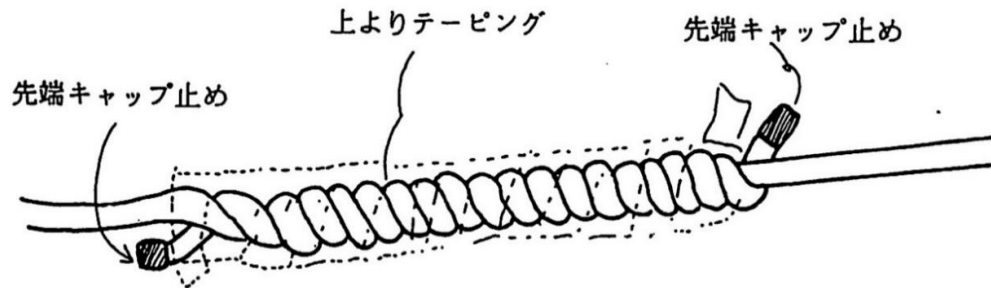
(3) 分岐部分はワイヤーの先端処理後（5番参照）後、分水栓金具より1 cm～2 cm離してワイヤーを5回パイプに巻き付けてテープで固定して下さい。

（分水栓の位置が探知しやすくなります。）

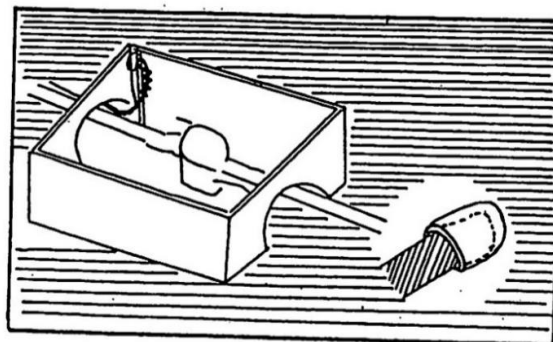


参考図 4 - 2

- (4) ワイヤーを接続する場合は、先端処理後被覆したまま、ワイヤーを10cm重ねてねじり合わせてテーピングして下さい。



- (5) ワイヤーの先端部の処理は水分が入ると錆が生じ内部に浸透しますので指定キャップで先端部の処理をしてください。



(様式第1号)

(あて先) 小 松 市 長

申請者 住 所
氏 名

印

特定施設用水道直結式スプリンクラー設備設置申請書 (新規・改造)

下記のとおり、水道直結式スプリンクラー設備を設置したいので、確約事項を承諾
のうえ申請します。

記

1. 申 請 場 所 小 松 市
2. 建 築 主 住 所
氏 名
3. 建 物 概 要 (1) 建 築 物 新 築 ・ 既 存
(2) 建 物 用 途
(3) 給 水 方 式
(4) 延べ床面積 m^2
(5) 建 物 階 層 地上 階建 地下 階
(6) スプリンクラー最大放水量 $\frac{l}{min}$
4. 工 事 予 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
5. 指定給水装置工事事業者 事業者名
住 所
T E L
6. 添 付 書 類 (付近見取図・給水装置系統図・水力計算書・消防本部届出書等の写し)
7. そ の 他

確 約 事 項

1. 水道直結式スプリンクラー設備は、利用者に周知することで他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定した設計とします。
2. 停滞水及び停滞空氣の発生しない構造とし、乾式タイプの水道直結式スプリンクラー設備は、電磁弁、電動弁等を設置いたします。湿式タイプの場合は、停滞防止継手及び逆流防止弁を設置いたします。
3. 建物の3階に、水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合は、三階直結給水サービス施行要綱の規定を遵守します。
4. 建物内の配管系統から分岐して、水道直結式スプリンクラー設備の設置を行う場合にあっては、飲料用の給水器具がスプリンクラー設備後に接続されているときには、給水装置として水質の安全を保持する必要性から、当該系統の配管には接続致しません。
5. 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与えるおそれのある場合は、防露措置を行います。
6. 水道直結式スプリンクラー設備は、給水装置として水道法の適用を受けることから、設備の改造の際には必ず給水装置の改造を申請します。
7. 水道直結式スプリンクラー設備は、水道が断水のとき、配水管の水圧が低下したとき及びメータ交換のときなどには、正常な効果が得られなくなることを承諾します。
8. 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時において、小松市にその責を求めることができない非作動に係る影響に関する責任については、小松市に求めることはありません。
9. スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示します。
10. 必要に応じて保守点検や修繕を速やかに行い、設置した逆流防止装置等についても、適正に保守いたします。
11. 所有者又は、使用者が変更となる場合、あるいは設備が設置された建物、部屋を賃貸する場合は、譲受人、借家人等に上記事項を確実に引き継ぎいたします。

◇ 申請手続きに関する留意事項

1. 設計及び申請に関する事項

(1) 事前調査と設計について

- A. 設計を担当する者は、事前に現地を調査すること。
- B. 改造工事の場合は、既設給水管を確認し、量水器がある場合は番号を申請書に表示すること。
- C. アパート、マンション等の集合住宅及び、三階直結給水の申請については、必ず事前協議を行うこと。

(申請書に不備等があった場合、受け付けられない場合があります。)

特に、「小松市三階直結給水サービス施行要領」により規定されている三階直結給水については、調査・審査に日数を要するため、まず「三階直結給水協議書」を提出し、承認を得られたことが確認できてから「給水装置工事申込書」を提出すること。

- D. 支管（管径40mm以下）からの給水については、使用者戸数及びそれぞれの給水口径を調査し、基準に合致しない場合は協議すること。
- E. 支管（管径30・40mm）より給水管の取出し工事を行う場合は、断水工事となるため、事前に現場状況を把握し処置すること。

(2) 給水装置工事申込書の作成について

- A. 給水装置の用途を正しく（一般住宅・アパート・店舗）記入すること。
- B. 申込書に設計内容及び工事金額を、十分理解させたうえで申込者の印をもらうこと。
- C. 給水装置の申請箇所によっては利害関係が発生する場合があります。後日のトラブル防止のため、下記の取扱いとなります。

イ 公道に給水管を布設する場合及び土地を借りた場合は、利害関係人の承諾欄に土地の管理人及び土地所有者の承諾印が必要です。

ロ 既設給水管から支分して給水する場合は、利害関係人の承諾欄に既設給水装置所有者の承諾印が必要です。（支管又は個人専用管を確認すること。）

ハ 敷地の地番についてはすべての筆の地番を事前に確認し、他に水栓がないか申請前に給水担当者と協議し確認すること。

(3) 設計図面等の作成について

- A. 位置図を書くときは、付近の著名な建物と路線名（県道・市道名等）を記入すること。

原則、北を上にして書き、位置図、平面図、立体配管図を同一方向で作成すること。

また、必ず方位を記入すること。

- B. 平面図には必ず隣地境界線を記入すること。
- C. 改造工事の場合でも本管の管径を記入すること。

2. 道路占用及び承諾に関する事項

(1) 道路占用等について

A. 国道、県道、市道については、道路占用の届出が必要となるため、給水担当者と協議打合せを要します。

B. 道路の種別は事前に道路台帳で確認し、図面に標記すること。

(注) 位置図、平面図、保安施設配置図の添付、及び引き込み箇所の写真（正面・側面）を3部添付し、写真に引込管の位置を赤線で明示すること。

C. 道路占用の許可書入手までには約15日間の日数を要します。

(2) 手数料等について

警察署に道路使用を申請する時は、手数料が必要になります。

(道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく手数料)

(3) 公道等（水路等）

A. 農道は道路管理者（町内会長又は生産組合長）の印を要す。

B. 町道は町内会長の印を要す。

C. 私道（公衆用道路として登記されている場合）は土地所有者の印を要す。

D. 水路の上越の場合は、用排水路の管理組合長の印又は生産組合長の印を要す。

(注) 開発行為の場合でも、それぞれの管理者の印を要します。

(4) 地下埋設物に関する注意事項

電話ケーブル等の地下埋設物については、事前に調査確認し各事業所と協議のうえ、給水担当者に報告すること。

(5) 水圧試験に関する注意事項

水圧記録用紙には、施工年月日、工事場所、申込者名及び施工業者名を記入すること。

3. 工事の施工に関する事項

(1) 給水工事の施工に関する注意事項

A. 給水工事の掘削については、標準土工図に基づき施工すること。

- B. 公道分に関しては、市指定の管材を使用すること。
- C. 量水器及びボックス設置は、官民境界より宅地内1 m以内とし、量水器の取替が支障なく出来るようにすること。
- D. 受水槽の場合は、完全な波除け装置を取り付けること。
- E. 立ち上がり管等は支持金物で固定し、凍結防止策を施すこと。
(北側の配管は特に注意。)
- F. アパート、マンション等の量水器ボックスの設置は、どの部屋のものかわかりやすい場所に設置し、申請書と異なった配置にしないこと。
- G. アパート、マンション等の部屋番号がわかるように部屋番号札を取付け、量水器を間違えて他のボックス内に設置しないこと。
量水器の部屋名の表示は、札に掘込み文字とし、量水器ボックス付属のリングに取付けること。
- H. 量水器ボックスは、鋳鉄管製または樹脂製で市章入りを使用すること。
- I. 建築工事完了後に、量水器ボックス内のメーターの高さ、配置を再確認し、メーターの取替等に支障がある場合は、手直しすること。

(2) 路面の舗装復旧に関する注意事項

- A. 路面復旧は、路盤材を十分に転圧し、合材を舗設すること。復旧後は、路面の沈下等がないか後日確認すること。
- B. 舗装の本復旧の影響巾は、県道・市道は50cm、町道・農道は30cmとする。
ただし、復旧付近に舗装の損傷箇所がある場合は、道路管理者と施工範囲の協議が必要です。
- C. コンクリート舗装(歩道)の本復旧は、目地から目地までとする。
- D. 建築工事において歩道の乗入れ工事を行う場合は、その施工範囲内での給水取出しを検討するのが望ましい。

4. 提出書類に関する事項

(1) 申請時に提出する書類について

- A. 給水装置工事申込書
- B. 設計書

当初申請時の屋内部分は、平面図、位置図のみ記載し、竣工時において、立体配管図(管寸法記入)、量水器及び止水栓位置図を明記する。平面図は、完成後の配管に修正した竣工図を提出すること。竣工平面図には、申請時の管延長は明示

しない。

C. 専用給水装置使用関係届

D. 道路占用申請に必要なもの

道路占用申請がある場合は、位置図、平面図、横断図、立体配管図、現場写真、保安施設配置図、工事工程表（国道の場合）を申込時に提出すること。

現場写真（着手前）は、国・県・市道は3部が必要です。

（2）完成時に提出する書類について

A. 給水装置完成届および完成工事写真

完成工事写真は、国・県・市道は3部が必要です。

B. 工事写真のチェックポイント

イ 完成届に添付する工事写真は、着工前・完成写真、状況写真（安全施設設置・給水管布設・埋戻し・締固め・舗装復旧等）を整理し提出すること。

ロ 屋内改造工事において、量水器および量水器ボックス等の設置状況写真を完成届に添付して提出すること。

（3）竣工図の分水栓測定平面図（分水栓・量水器ボックスの3点位置測定）について

は、次の内容を必ず記載すること。

A. 道路幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分を記入すること。

B. 公私有地、隣接敷地の境界線および隣接土地所有者名を記入すること。

C. 分岐する配水管および給水管の管種と口径を記入すること。

D. 敷設する給水管の管種、口径、延長、位置を記入すること。

E. その他、工事施工上必要とする事項（障害物の表示等）も記入すること。

（4）事前に協議が必要となる場合について

A. 三階直結給水に関する注意事項

イ 三階直結給水については、事前協議を行うこと。

ロ 給水装置工事申込書の提出前に、三階直結給水協議書を提出すること。

ハ 工事は、「小松市三階直結給水サービス施行要綱」に基づき施工すること。

B. 特定施設の水道直スプリンクラー設備に関する注意事項

イ 特定施設等で水道直結式スプリンクラーを設置する場合は、事前に消防本部の担当者と設計内容等について協議を行うとともに、その内容について給水担当者と協議すること。

ロ 給水装置工事申込書の提出前に、特定施設用直結スプリンクラー設備設置申請書を提出すること。その際に、消防本部届出書等の写しを添付すること。

C. 加入負担金の充当について

加入者負担金は、原則土地に付いたものと考えられる。

ただし、同一土地所有者の場合に限り、従前地の給水管を撤去することを条件として、他の土地に権利を移すことができる。

その場合、従前地の水栓番号を使用した改造工事となるので、事前に給水担当と協議すること。

5. 完成検査に関する事項

- (1) 工事完了後7日以内に工事完成届を提出すること。
- (2) 完成検査には、市が立ち会いを求めたときは必ず主任技術者が立ち会うこと。
- (3) 受水槽の検査の時は、鍵を必ず持参すること。
- (4) 手直し工事を指摘された場合は、早急に手直し、完成後すみやかに監督員に添付し報告すること。

6. その他の事務手続きに関する事項

- (1) 事務手続き上の注意事項
 - A. 工事完成後の完成届の期日を厳守すること。
 - B. 専用給水装置使用関係届で、所有者の変更がある場合は、必ず所有者欄に明記すること。
- (2) 工事の着工について

公道の施行日は、事前（最低2日前）に給水担当者に連絡しておくこと。

配水管からの取出し（穿孔）は原則、休・祭日を避けること。
- (3) 公共事業等による移転に伴う給水管の撤去について

公共事業等で移転する場合は、旧の住宅解体時に給水管の撤去が義務付けられています。公共事業の補償で移転する場合は、十分に確認を行ってください。
- (4) 受付時間について

給水装置工事申込書および完成届の受付時間は、原則、午前中（午前8時40分～12時）とします。午後は現場対応時間のため、協議、調査等を希望する場合は、必ず事前に連絡すること。

◇ 小松市三階直結給水サービス施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水装置施工基準第7条第2項のとおり、安全でおいしい水の供給を目的に配水管の圧力を利用して三階建て建築物へ直接給水（以下、「三階直結給水」という。）する場合の、給水装置の設計および施工に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象地域)

第2条 三階直結給水の対象区域は上水道給水区域のうち、配水管の最小動水圧が年間を通じて0.245 Mpa以上確保できる区域とする。

(対象建物)

第3条 三階直結給水の対象建物は、次の条件に該当するものとする。

- (1) 1戸建て住宅
- (2) 事務所ビルおよび店舗兼用住宅等については、延床面積1,000㎡以下であって一日の最大使用水量は16m³以下とする。
- (3) 18戸以下の集合住宅
- (4) 給水栓の設置高さは、原則として道路面から8.5m以下とする。

(運用)

第4条 三階直結給水は前条の外、次のとおり運用する。

- (1) 三階建て以上の建物であっても、四階以上に給水栓をしない場合は、三階まで直結給水を行なう。
- (2) 三階建て以上の建物に対する給水は、三階までを直結給水、四階以上を受水槽給水の併用給水を行うことができる。ただし、両系統の給水管を連結してはならない。
- (3) 二階建建築物で、高架水槽を必要とする場合は、屋上に設置する高架水槽に直接給水することができる。

(三階建建築物の屋上への給水は認めない。)

- (4) 一時に多量の水を必要とする場合等、配水管の水圧に影響を与える恐れのある給水申し込みは、管理者が適当と認めた場合に限り応ずるものとする。

(対象配水管)

第5条 給水管を分岐する配水管は、口径75mm以上とし、口径150mm未満の配水管については、原則として管網(ループ)を構成していること。

(給水装置の構造および材質)

第6条 三階直結給水を行う場合の給水装置の構造および材質は、次のとおりとする。

- (1) 給水管から取り出し口径は、当該配水管の口径未満とし、20mmから75mmまでとする。
- (2) メーターの口径は20mm以上とする。
- (3) メーター直近の2次側に逆流防止装置を設けなければならない。この場合、逆流防止装置をボックス内に設置しなければならない。逆流防止装置は、メーターの取替に併せて取り替えるものとする。
- (4) 止水栓およびバルブは、圧力損失の少ないボールバルブをしなければならない。
- (5) 集合住宅等にあつて、二階、三階の立ち上がり管を共通とする場合は、各階層に止水バルブを設置しなければならない。
- (6) 集合住宅等のメーターの設置場所は、一階とする。
- (7) メーターから三階までの立ち上がり管の口径は、メーター口径以上でなければならない。
- (8) 立ち上がり配管の最上部で点検が容易な場所に、空気弁を設置しなければならない。

(事前協議)

第7条 三階直結給水を新設または既存建物を受水槽方式から直結給水方式に変更しようとする者は、三階直結給水協議書(様式第1号)を提供し、本市の承認を受けなければならない。

2 事前協議の内容は、次のとおりとする。

- (1) 必要水量と給水管の口径
- (2) 直結給水階数と戸数
- (3) 給水方法
- (4) メーターの設置場所
- (5) 給水装置の申込者
- (6) その他給水装置の構造等

3 管理者は、前項の内容が本市の基準に適合している場合は、三階直結給水承認書(様式第2号)にて承認するものとし、申込者はこれを給水装置申請書に添付して管理者に提出しなければならない。

(検査承認)

第8条 三階直結給水をしようとする者は、当該建築工事の工程中における屋内の配管完了後（屋内配管の施行状況が確認できる時点）、二階直結給水検査承認申請書（様式第3号）を提供し、本市の承認を受けなければならない。

2 管理者は、前条に基づく三階直結給水検査承認申請書により検査を行い、本市の基準に適合している場合は、三階直結給水検査承認書（様式第4号）にて承認する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(様式第1号)

決 裁	課 長	参 事 (総 括)	担 当	受 付 年 月 日	年 月 日
				受 付 整 理 番 号	第 号

年 月 日

(あて先) 小松市長

申請者 住 所
氏 名
T E L

三階直結給水協議書 (変更・新規)

このたび、下記のとおり三階直結給水を行いたいので、承認願います。

記

1 装 置 場 所

2 工 事 期 間

3 給水装置の所有者 住 所
氏 名

4 建 築 の 種 類 階 数
戸 数
延床面積
棟 数

5 添 付 書 類 位置図・平面図・立面図・構造図・その他

6 そ の 他

第 号

年 月 日

様

小松市上下水道事業管理者
小松市長 和田 慎司

三階直結給水承認書（変更・新規）

年 月 日付 第 号により依頼ありました件について、下記のとおり承認いたします。

記

1 装 置 場 所

2 施 工 条 件

- (1) 給水取出口径 ϕ mm
- (2) 水道メータ口径 ϕ mm

3 給水装置の所有者 住 所
氏 名

4 建 築 の 種 類 階 数 階
戸 数 戸
延床面積 m²
棟 数 棟

5 そ の 他

- ・ 周辺の給水引込み状況の変化などにより、当該給水装置において、水压低下、水量不足、その他の支障が発生しても、当市は一切責任を負いません。
- ・ 当該建築における屋内配管完了後(屋内配管の施工状況が確認できる時点)、水道事業管理者の検査承認が必要です。

(様式第3号)

決 裁	課 長	参 事（総括）	担 当	受 付 年 月 日	年 月 日
				受 付 整 理 番 号	第 号

年 月 日

（あて先） 小松市長

申請者 住 所
氏 名
TEL

三階直結給水検査承認申請書（変更・新規）

年 月 日付 第 号により承認ありました件について、
下記のとおり検査承認願います。

記

- 1 装 置 場 所
- 2 給水装置の所有者 住 所
 氏 名
- 3 検 査 希 望 日 時

切り取り線

申請者
住 所
氏 名 様

小松市上下水道局上下水道管理課

三階直結給水検査実施日（変更・新規）

年 月 日付 第 号により依頼ありました件について、
下記の日時に検査を行いますので立会方よろしく願います。

記

- 1 検 査 実 施 日 年 月 日 午前後 時 分頃
- 2 検 査 場 所 小松市

(様式第4号)

第 号

年 月 日

様

小松市上下水道事業管理者

小松市長 和田 慎司

三階直結給水検査承認書 (変更・新規)

年 月 日付 第 号により依頼ありました件について、
下記のとおりであったので検査承認いたします。

記

1 装 置 場 所

2 給水装置の所有者 住 所
氏 名

3 検 査 項 目

小松市三階直結給水サービス施行要綱第6条に規定する通り。

三階直結給水事前協議

設 置 場 所			協 議 者	担 当 者	
項 目	数 値	条 件	良 否	備 考	
配水管	水圧	Mpa	0.245Mpa以上		
	口径	mm	75mm以上		
	管網	ループ			
		片送り(150mm以上)			
対象建物	住家		1戸建て		
	事務所ビル及び店舗 兼用住宅等	m ²	延べ床面積1,000m ² 以下		
		m ³	1日最大使用水量16m ³ 以下		
	集合住宅	戸	18戸以下		
	給水栓の設置高さ	m	8.5m以下		
給水装置の 構造及び材質	取り付けメーター口径	mm	口径20mm以上		
	逆流防止装置		必要		
	空気弁		必要		
	止水栓及びバルブ		ボールバルブ		
	立ち上がり管口径		メーター口径以上		
総 合 判 断					

受水層から三階直結給水への変更事前協議

項 目	協 議 内 容	良 否	備 考
必要水量			
給水管口径			
直結給水階数			
戸数			
給水方法			
メーターの設置場所			
給水装置の管理者			
その他給水装置の構造等			
総 合 判 断			

年 月 日

(あて先) 小松市長

申請者 住所

氏名

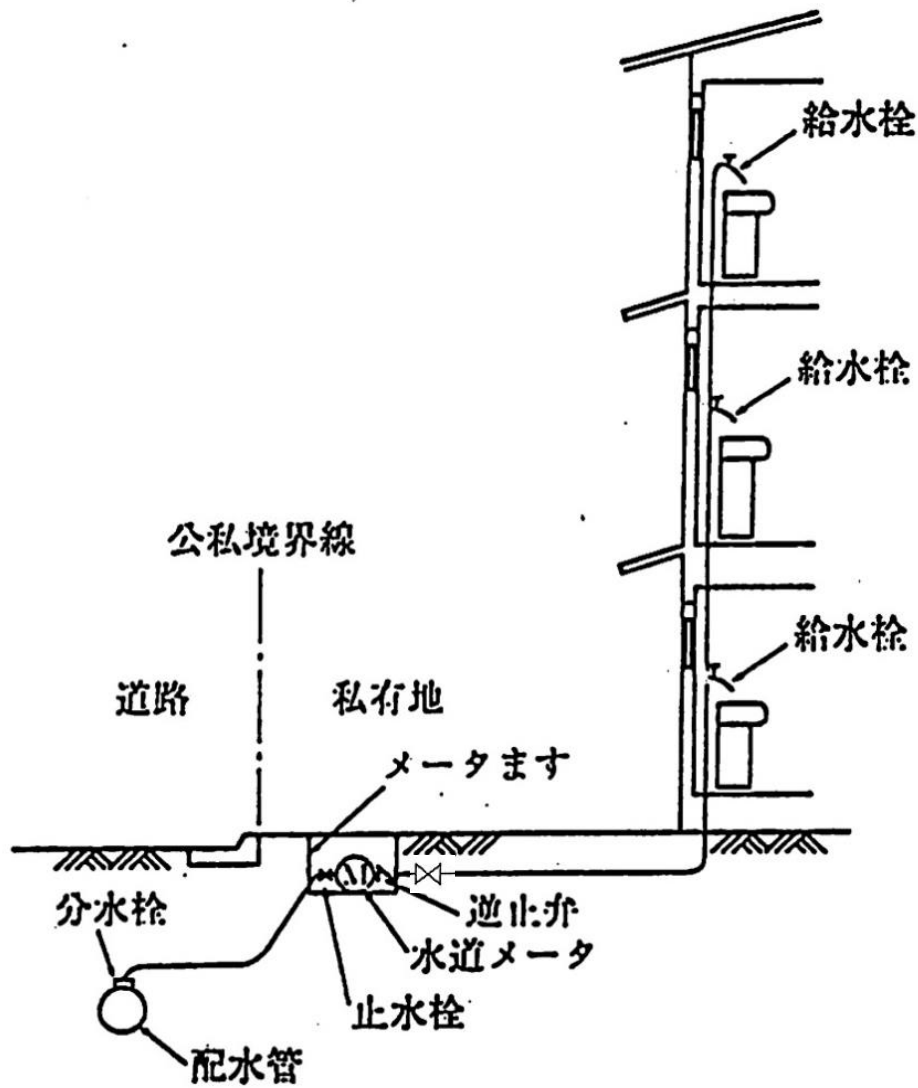


TEL

三階直結給水承認申請書

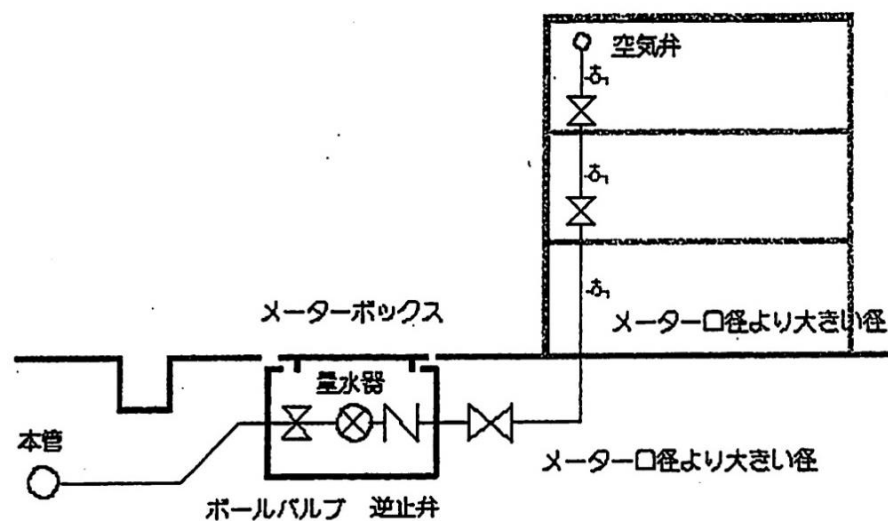
当該建築に伴う三階直結給水にあたり、工事や事故等により一時的に配水管水圧が必要
最小動水圧0.245Mpa (2.5kgf/cm²) 以下となる可能性があることについては、特に異議なく
了解いたしますので、当該申請書をご承認下さるようお願いします。

三階直結給水標準図

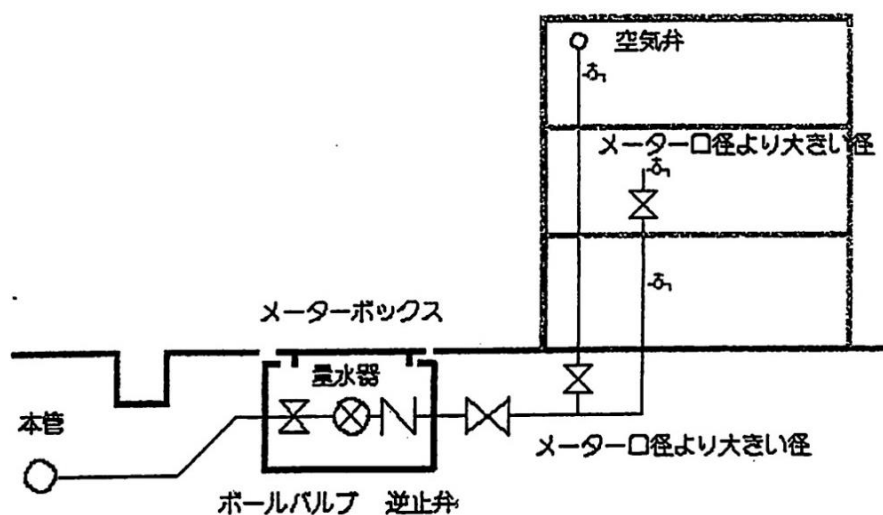


直結直圧式の一般図

1. 1 戸 建 て 住 宅

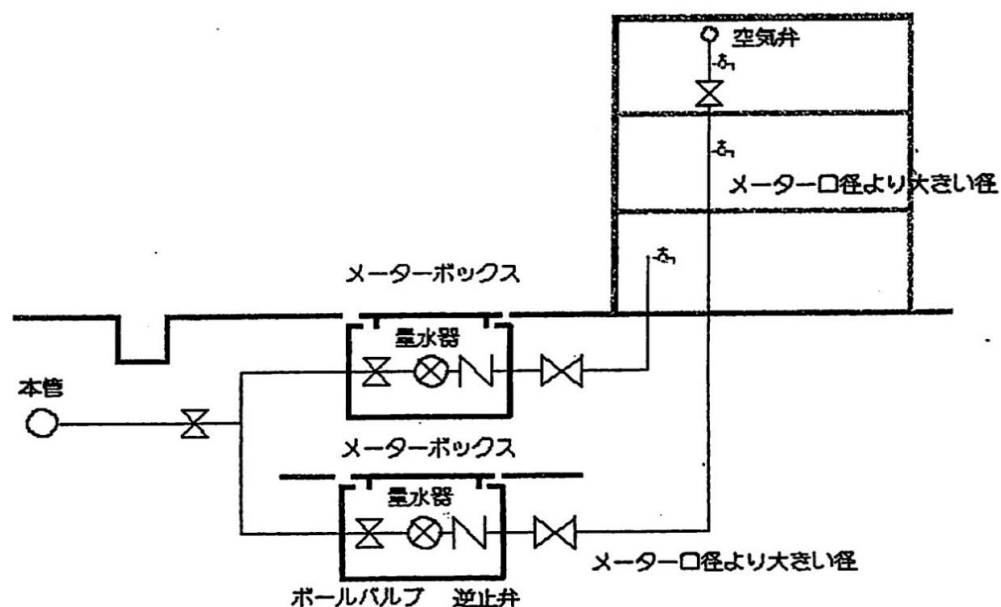


(例 1 - 1) 1 戸 建 て 住 宅 (立上管が 3 階まで共通の場合)

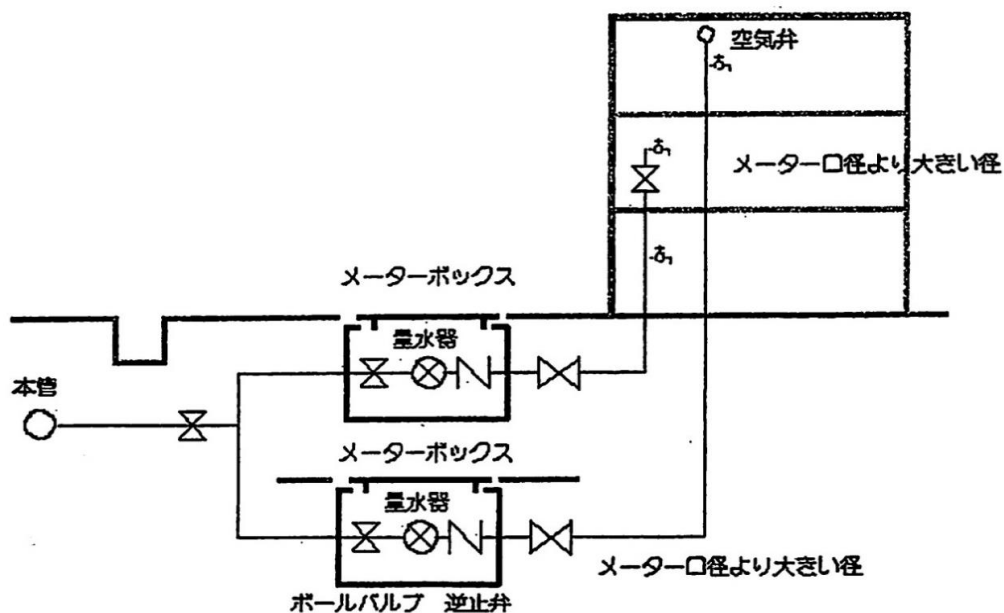


(例 1 - 2) 1 戸 建 て 住 宅 (3 階立上別途の場合)

2. 集合住宅（給水戸数2戸の場合）

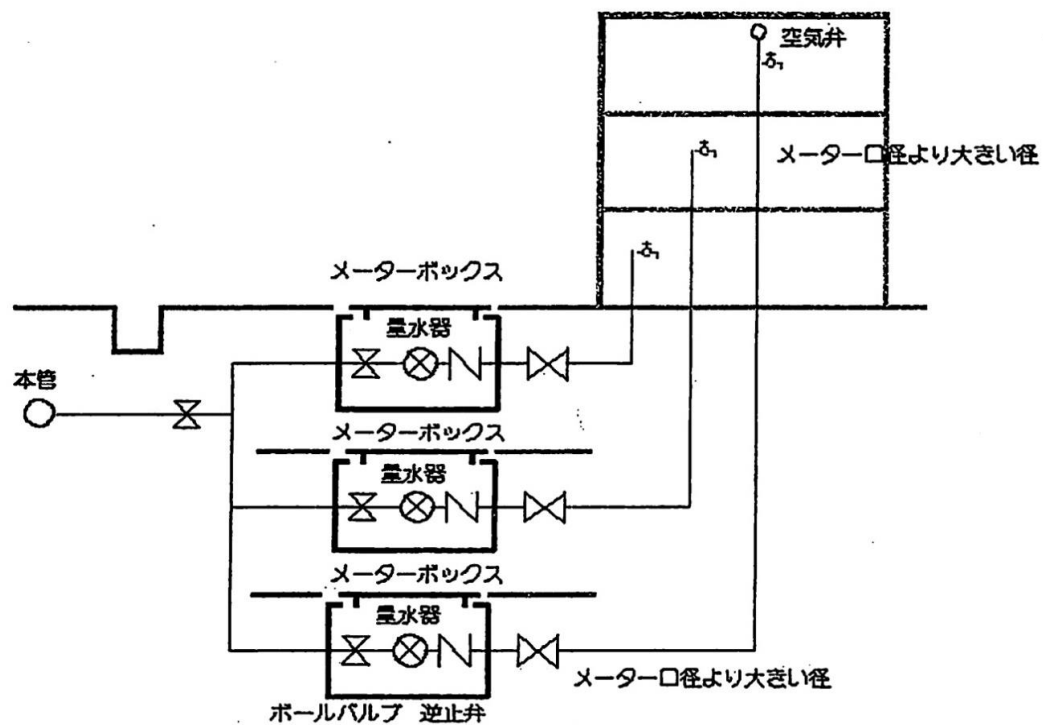


(例2-1) 給水戸数2戸（1階で1戸，2・3階で1戸の場合）



(例2-2) 給水戸数2戸（1・2階で1戸，3階で1戸の場合）

3. 集合住宅（給水戸数3戸の場合）



(例3-1) 集合住宅

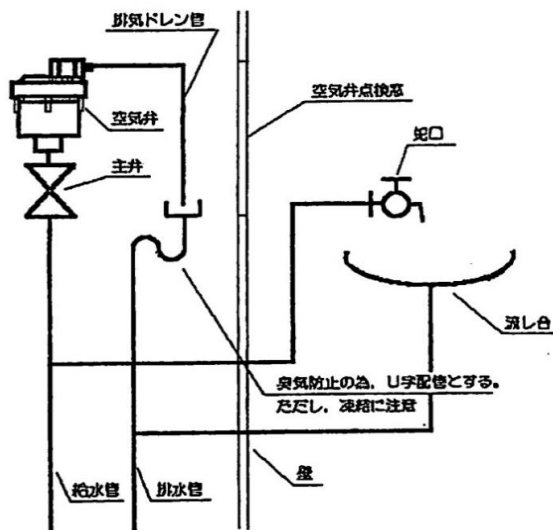
三階直結給水施工要領

空気弁の設置について

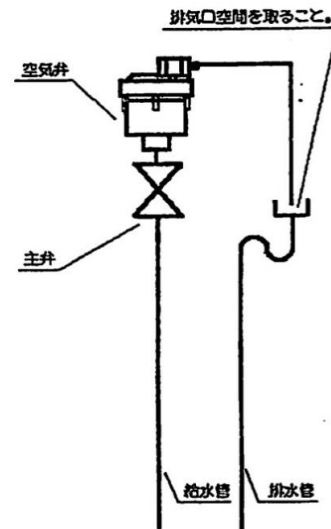
- * 空気弁設置においては、空気弁上流側に止水栓を取り付けてください。
- * 止水部に異物が噛み込んだ場合を考慮し、排水口に排水チューブを取り付けるか呼び径13の配管を施して下さい。
- * 空気弁が凍る恐れのある場合には、必ず防寒工事を施して下さい。

1. 近くに排水口がある場合

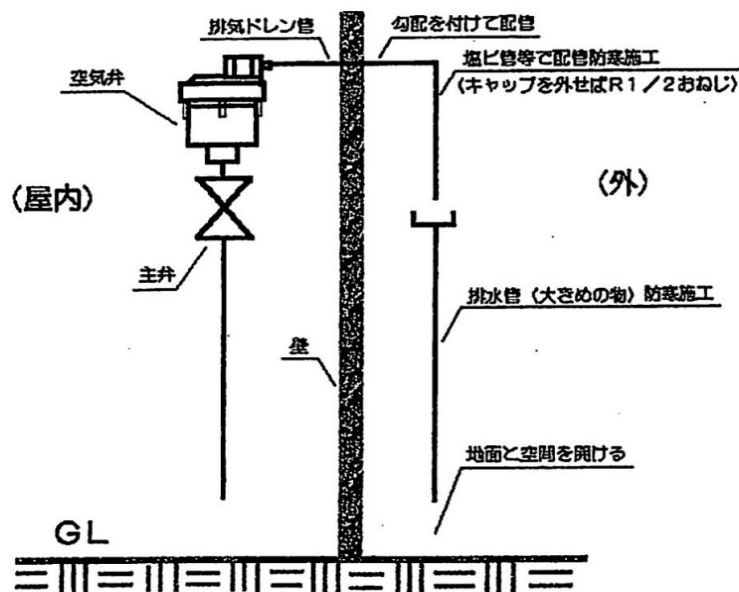
(壁裏の配管の場合)



(P S内や近くに排水管を設置した場合)



2. 専用の排水口を付ける場合 (外)



◇ 快適な生活を実現する給水装置の整備方針

(目 的)

第1条 この整備方針は、近年新築及び増改築する一般住宅の給水栓は平均6～10栓で、日常生活での同時使用率は3栓以上となっている。このため、1世帯当たりの使用水量は0.00085m³/Sが必要となり、これを満たすためにはφ20mm以上の確保が不可欠の条件となる。

よって、安心して安定的に受水し、快適な生活を実現するために必要な整備方針を定める。

(対象地域)

第2条 上水道給水区域及び簡易水道区域を含む本市全域とする。

(対象建物)

第3条 引込給水管φ20mm以上を適用する対象建物は、原則として次の条件に該当するものとする。

- (1) 一戸建て住宅で3栓以上の蛇口を設ける新、増改築建物の場合。
- (2) 集合住宅のファミリー用で3栓以上の蛇口を設ける新、増改築建物の場合。

(届 出)

第4条 給水装置の新設及び増設、改造工事をしようとする者は、小松市水道条例施行規程第2条及び第4条に規定する給水装置工事申込書及び専用給水装置使用関係届出書により申込みを行わなければならない。

(検査承認)

第5条 指定給水装置工事事業者の施行する工事は、竣工後直ちに水道事業管理者の検査を受けなければならない。

(その他)

第6条 この方針に定めるほか必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年 4月 1日から適用し運用する。

◇ 埋設物標識シート設置要領

1. 目 的

この要領は、「埋設物標識シート」を布設することにより、掘削作業における水道管等地下埋設物の損傷ならびに切断事故等を未然に防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この要領は、すべての水道布設管路と掘削工事により露出する既設管路に適用する。

3. 使用材

(1) 材質

(ア) 標識シートは、2倍に折り込み、布設時に折り込み部が剥がれないように固定したものであること。

(イ) 標識シートには、使用上有害なキズ、やぶれ等があってはならない。

(2) 寸法および地色

(ア) 標識シートの寸法は、幅150mm、長50m／巻とする。

(イ) 標識シートの地色は、青色とする。

4. 標識シートの布設方法

(1) 標識シートは、布設された管路等の中心に沿って管軸方向に布設する。

埋設深度は、GLより40cmとする。

(2) 標識シートは、下方の埋戻し砂を十分締固め平坦に均してから、その上に布設する。

(3) 作業の都合等で標識シートを継ぎ合わせる場合の重ね合わせは1mとする。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

◇ 水圧試験施行要領

1. この要領は、屋内水道施設の漏水を防止するため新設、改造管路の水圧試験を実施するもので、その方法等必要な事項を定めるものである。
2. 水圧試験の対象となる管路は、屋内配管で、水道メータの2次側より給水栓までの給水装置とする。但し、給水栓を取り付ける以前とする。
3. 水圧試験の施行基準は、次のとおりとする。

種 別	圧 力 計 種 別	試 験 水 圧	確 認 方 法	判 定 基 準
給水管	自記録（15分計）	(10kgf/cm ²) 0.98Mpa	記録を要する	2分間 同一圧力保持

4. 水圧試験の確認については、次のとおりとする。

（1）給水管

指定業者の義務試験であり、竣工検査の際、局が立会いを求めたときには圧力記録用紙を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から施行する。

◇ 小松市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 小松市は、市民への安全・安心な水道水の供給を確保するため、指定給水装置工事事業者（水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定をした者をいう。以下「指定工事事業者」という。）を対象に研修を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(研修対象者)

第2条 研修の対象は、管理者が自ら指定を行った全ての指定工事事業者とし、この研修を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できる者が受講するものとする。

(研修時期)

第3条 研修は、原則として、3年に1回実施するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、適宜開催するものとする。

(研修通知)

第4条 管理者は、自ら指定を行った指定工事事業者全てに対して通知するものとする。

(申請手続)

第5条 研修を受講しようとする指定工事事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号）を管理者に提出するものとする。

- (1) 指定工事事業者の名称、住所、代表者の指名及び連絡先電話番号
- (2) 研修を受講しようとする者の氏名
- (3) 指定給水装置工事主任技術者の氏名及び免状交付番号
- (4) 前3号のほか、管理者が定める事項

(研修費用)

第6条 研修に際し、管理者は指定工事事業者より研修受講料として、その費用を徴収することができるものとする。

(研修修了証の交付)

第7条 管理者は、研修受講者に対して、修了証書（様式第2号）を交付するものとする。

(研修不参加者の取扱い)

第8条 研修に参加しない指定工事業者は、次に掲げる事項を記載した不参加理由書(様式第3号)を管理者に提出するものとする。

- (1) 指定工事業者の名称, 住所, 代表者の氏名及び連絡先電話番号
- (2) 不参加の理由
- (3) 指定給水装置工事主任技術者の氏名及び免状交付番号
- (4) 前3号のほか, 管理者が定める事項

(研修テキスト)

第9条 研修は, 社団法人日本水道協会の共通テキストその他管理者が適当と認めた資料を使用して行うものとする。

(研修の実施主体)

第10条 研修は, 指定工事業者を自ら指定している管理者が実施する。

- 2 研修は, 日本水道協会石川県支部において共同で実施することができる。
- 3 第5条から第8条の条項は, 前項による方法で行う研修について準用する。
この場合において, 「管理者」を「日本水道協会石川県支部長」に, と読み替えるものとする。

附 則

この告示は, 平成22年6月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

小松市指定給水装置工事事業者研修会受講申請書

年 月 日

小松市上下水道事業

（あて先）小松市長

上記研修会を受講したいので、下記のとおり申請します。

記

申請者	住所	〒 —	
	ふりがな		
	氏名又は名称		
	電話番号	()	—
	FAX番号	()	—
	代表者の氏名		
ふりがな			
研修会受講者（自署）			
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者			
氏 名 （ 自 署 ）	免状交付番号	氏 名 （ 自 署 ）	免状交付番号
※ 事業者内の全ての給水装置工事主任技術者をご記入ください。（必ず自署をお願いします。） ※ 欄が足りない場合は、コピーしてご使用ください。			

第 号

修了証書

氏名又は名称

代表者名

所在地

受講者名

あなたは平成 年度の日本水道協会石川県支部による
指定給水装置工事事業者の研修会を修了したことを証します。

年 月 日

小松市上下水道事業
小松市長 和田 慎司

様式第3号（第8条関係）

指定給水装置工事事業者研修会不参加理由書

年 月 日

小松市上下水道事業

（あて先）小松市長

上記研修会には、下記の理由により欠席します。

記

事業者	住所	〒 ー	
	ふりがな		
	氏名又は名称		
	電話番号	()	ー
	FAX番号	()	ー
	代表者の氏名		
不参加の理由			
給水装置工事主任技術者			
氏名 (自署)	免状交付番号	氏名 (自署)	免状交付番号
※ 事業者内の全ての給水装置工事主任技術者をご記入ください。（必ず自署をお願いします。） ※ 欄が足りない場合は、コピーしてご使用ください。			

